

# 畜産・酪農をめぐる情勢

令和6年9月

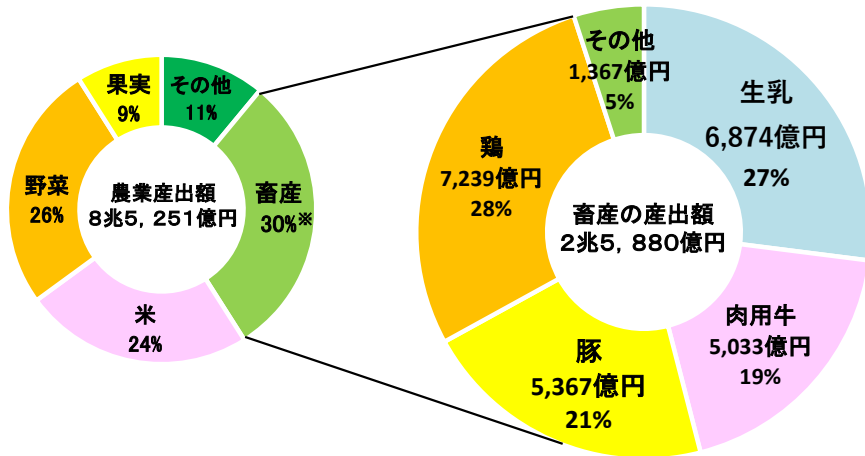
農林水産省  
畜産局

# 【畜産・酪農の概況】

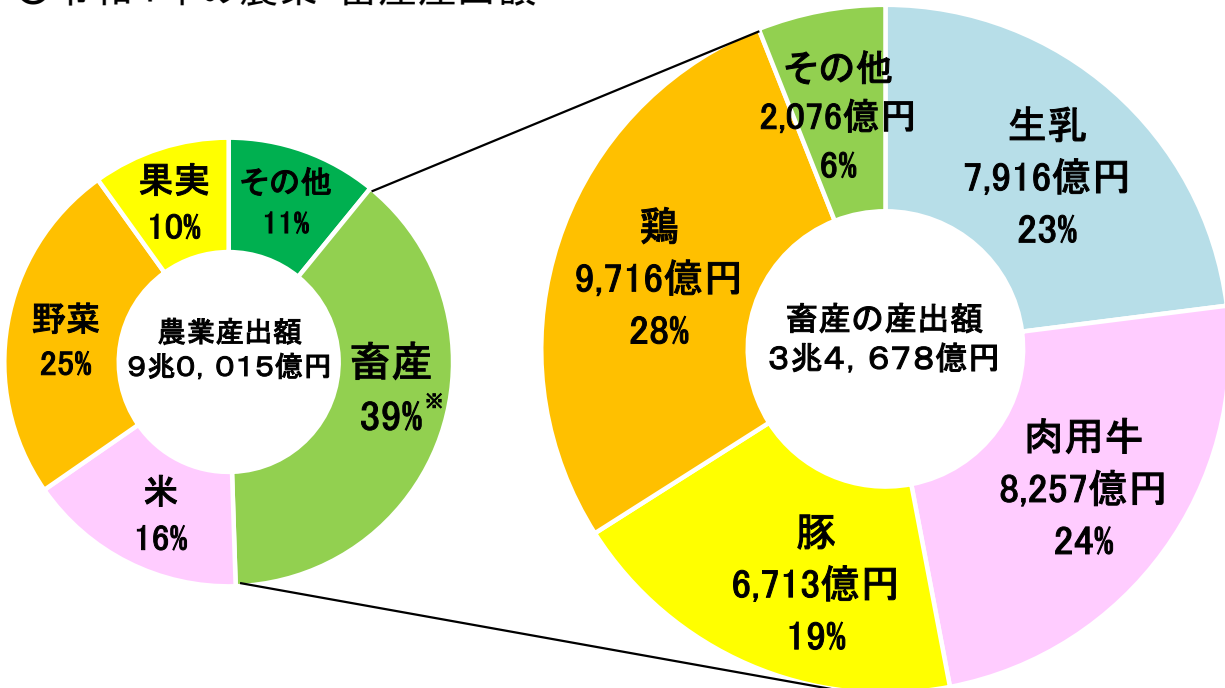
## 我が国の農業における畜産の地位

- 令和4年の農業産出額は9兆0,015億円。うち畜産は3兆4,678億円となっており、産出額の約39%を占める。  
(生乳:23%、肉用牛:24%、豚:19%、鶏:28%)
- 10年前(平成24年)と比べ、額で8,798億円、農業生産額に占めるシェアで8ポイント増加。※

○平成24年の農業・畜産産出額



○令和4年の農業・畜産産出額



◎平成24年から令和4年の10年間で  
農業産出額は106%、  
畜産の産出額は134%に増加



資料:農林水産省「令和4年農業総産出額(全国)」

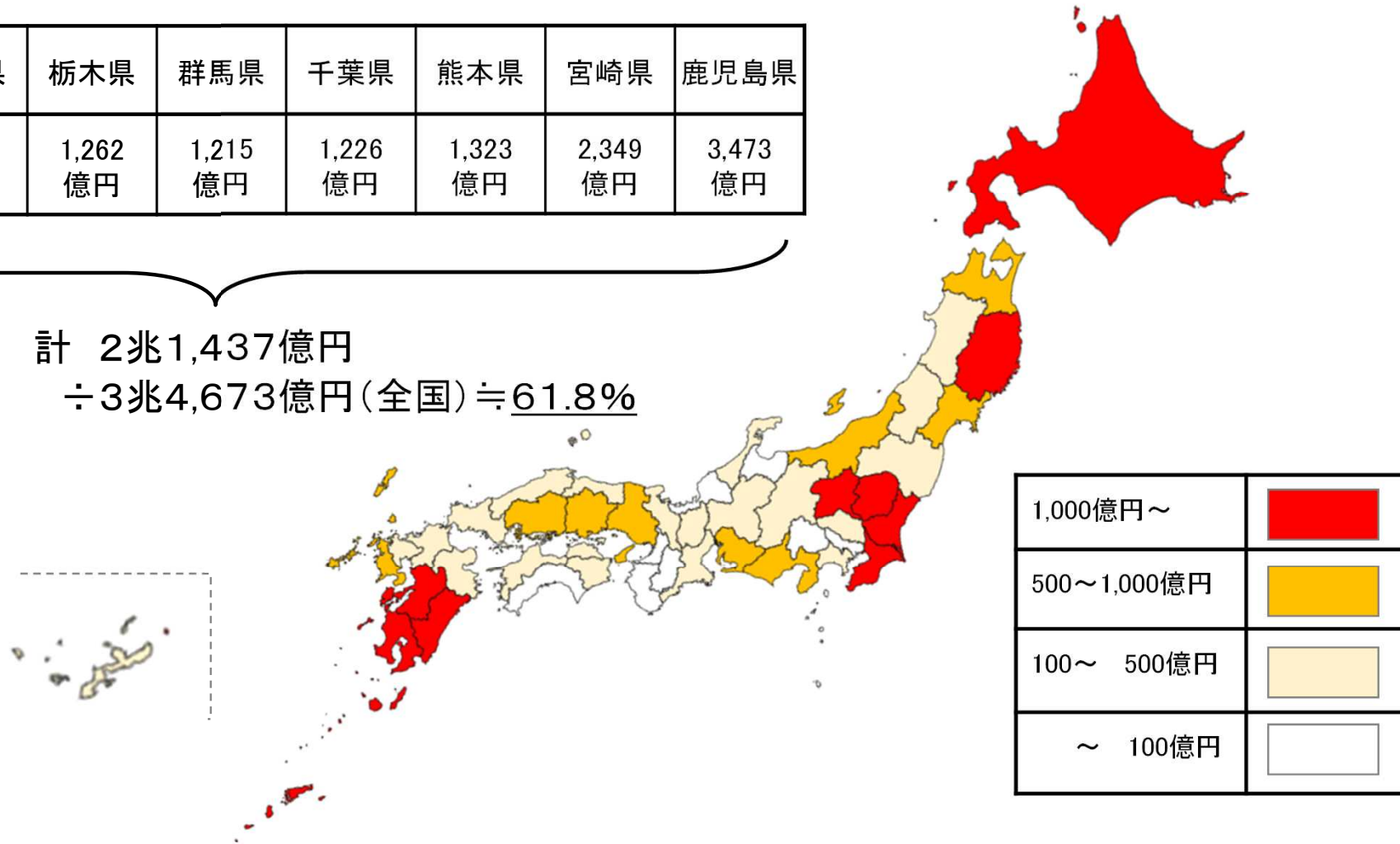
※四捨五入の関係で、グラフと説明の記載は一致しない場合がある。

## 畜産の都道府県別産出額

- 産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が9道県（北海道、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この9道県で全国の約62%を占める。

北海道	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
7,535 億円	1,714 億円	1,340 億円	1,262 億円	1,215 億円	1,226 億円	1,323 億円	2,349 億円	3,473 億円

計 2兆1,437億円  
 ÷ 3兆4,673億円(全国) ≒ 61.8%



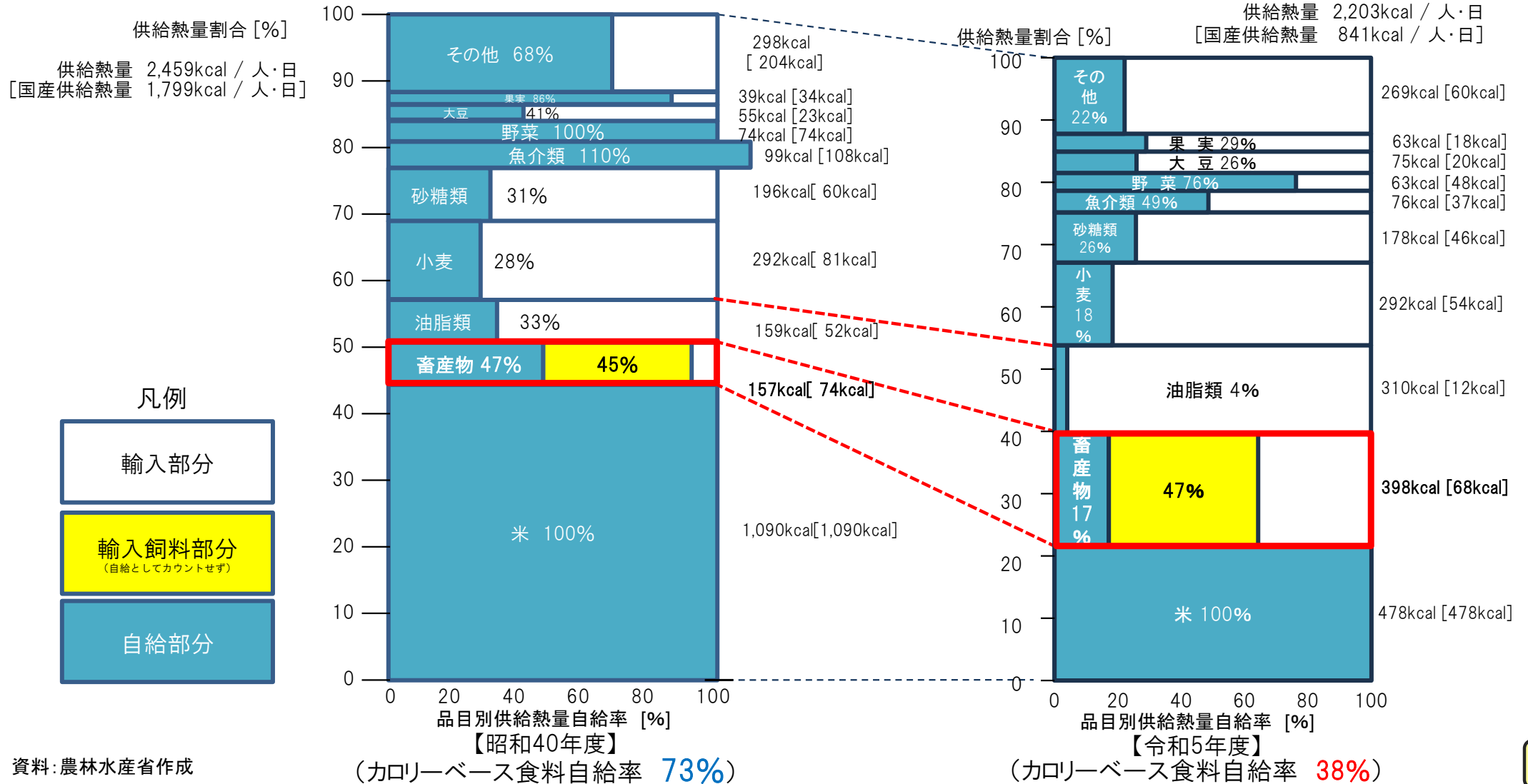
資料：農林水産省「令和4年農業産出額(都道府県別)」

注：都道府県別の数値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

# 畜産物の食料自給率

- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- ・ 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

## ○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和5年度)



資料:農林水産省作成

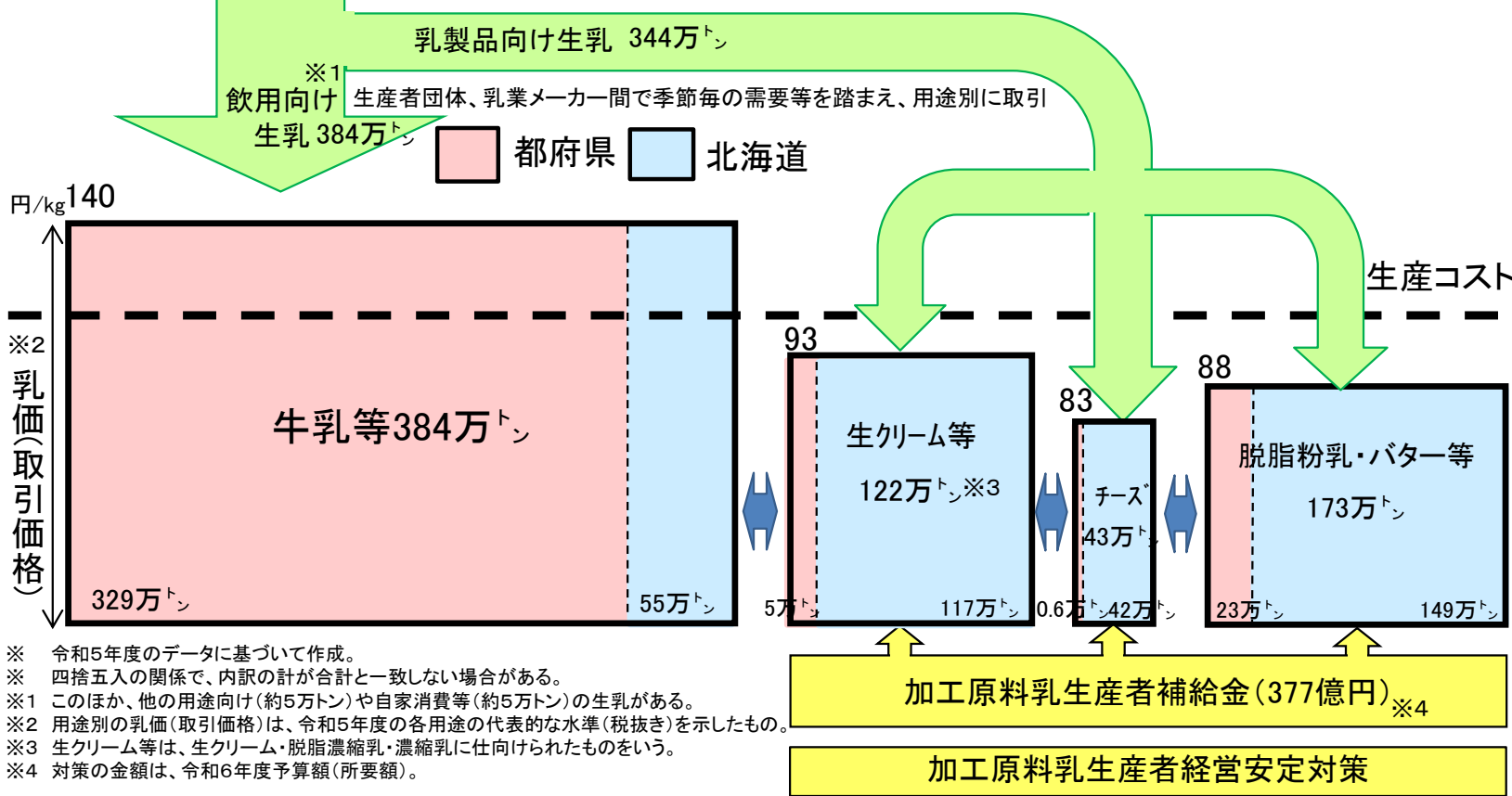
# 【牛乳乳製品関係】

# 生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

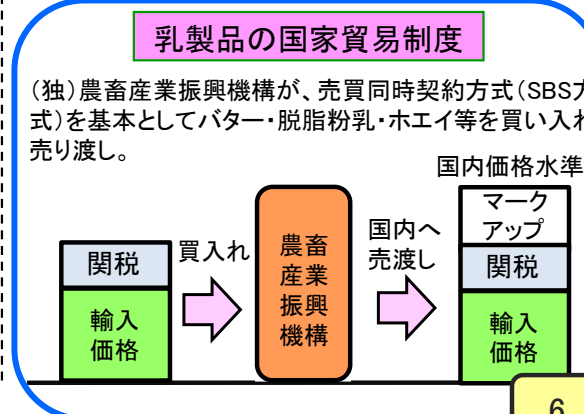
国内の生乳生産量(令和5年度) 732万トﾝ(北海道417万トﾝ、都府県315万トﾝ)

輸入乳製品 428万トﾝ



関税割当品目	国家貿易	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等 56.3万トﾝ	バター・脱脂粉乳・ホエイ等 13.7万トﾝ	チーズ 316.4万トﾝ その他 41.7万トﾝ (アイスクリーム等)

※令和5年度のデータに基づいて作成。  
 ※ 輸入数量には飼料用を除く。  
 ※ 生乳換算数量。



※ 令和5年度のデータに基づいて作成。  
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。  
 ※1 このほか、他の用途向け(約5万トﾝ)や自家消費等(約5万トﾝ)の生乳がある。  
 ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和5年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したもの。  
 ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。  
 ※4 対策の金額は、令和6年度予算額(所要額)。

# 最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和を背景に北海道、都府県共に減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直しを受け増産の兆しがあったが、令和5年度夏の記録的猛暑で受胎率が低下し、分娩時期が後ろ倒しになったこと等の影響により、北海道の生産量は前年度比+0.3%と前年並み、都府県は▲0.4%減少したことにより、全体で▲0.0%。
- ・ 令和6年度(4-7月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲1.4%の減少、乳製品向けは+1.5%の増加。
- ・ 令和6年度(4-7月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲1.7%、乳飲料は▲4.8%の減少。はっ酵乳は+2.8%の増加。

## 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (4-7月)
生産量	743 (+1.0)	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	732 (▲2.8)	251 (▲0.0)
北海道	416 (+1.6)	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	417 (▲1.9)	143 (+0.3)
都府県	327 (+0.1)	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	315 (▲4.0)	108 (▲0.4)
牛乳等向け処理量	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	384 (▲2.6)	130 (▲1.4)
乳製品向け処理量	335 (+1.0)	360 (+7.3)	355 (▲1.5)	344 (▲3.1)	120 (+1.5)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	170 (+6.3)	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	173 (▲4.5)	62 (+1.8)
うちチーズ向け	41 (+2.4)	44 (+5.7)	45 (+3.0)	43 (▲4.8)	15 (+0.5)
うち生クリーム等向け	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	122 (▲0.8)	41 (+1.9)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」  
 ※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。  
 ※ 令和5年度の数値は速報値。

## 牛乳等の生産量の推移

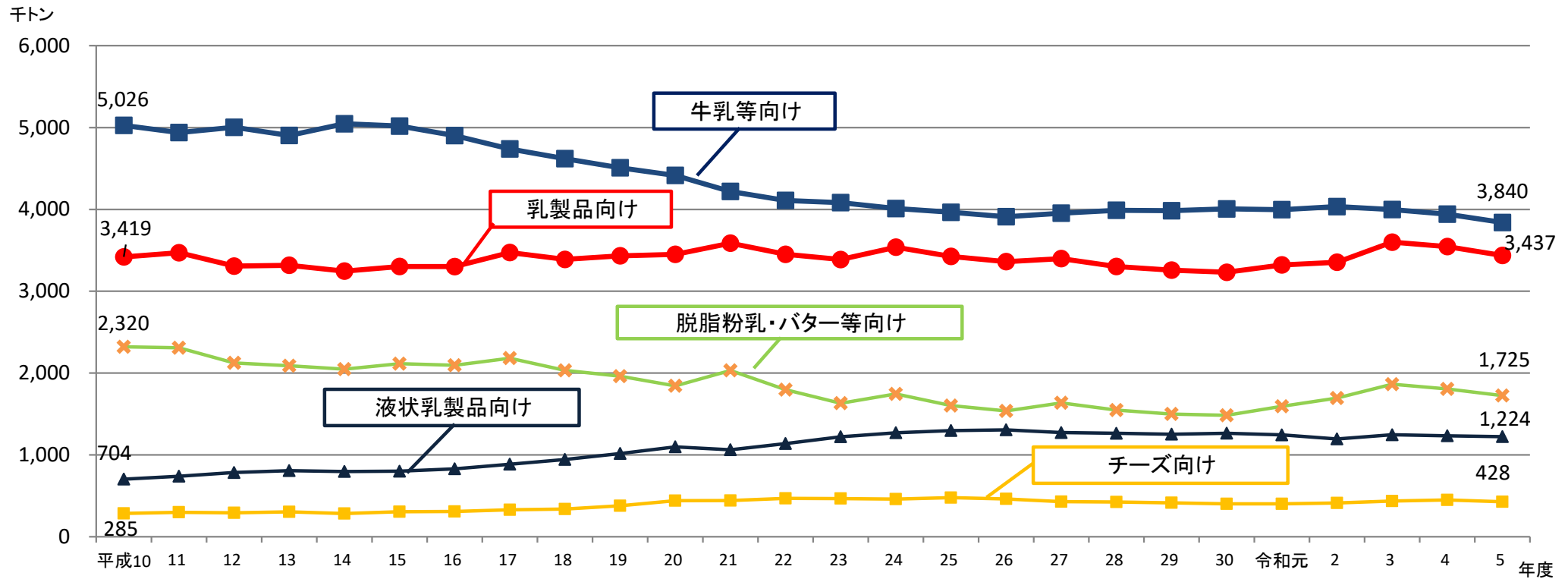
単位:千キロリットル、%

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (4-7月)
飲用牛乳等	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 (▲1.3)	3,462 (▲2.1)	1061 (▲1.7)
牛乳	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 (▲1.5)	3,083 (▲2.1)	1042 (▲1.2)
加工乳・ 成分調整牛乳	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	379 (▲1.7)	120 (▲5.5)
乳飲料	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	1061 (▲1.3)	349 (▲4.8)
はっ酵乳	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	989 (▲4.8)	351 (+2.8)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

## 生乳の用途別仕向量の推移

- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度からは微減。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和4年度から、生乳生産量の減少に伴い微減。

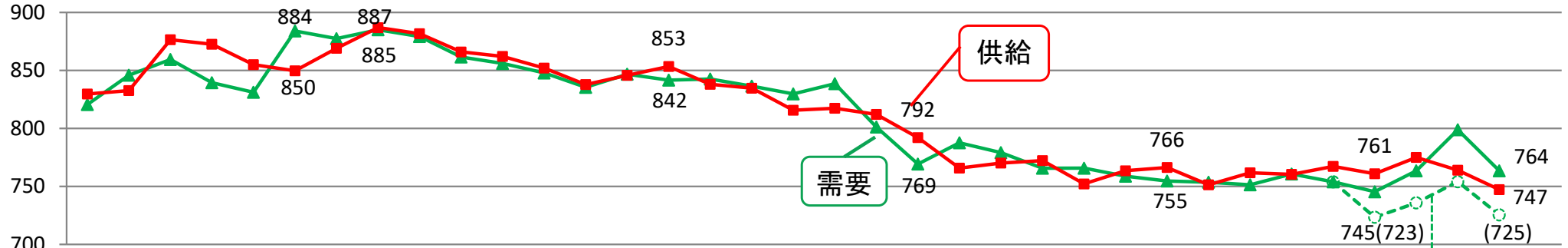


資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構調べ

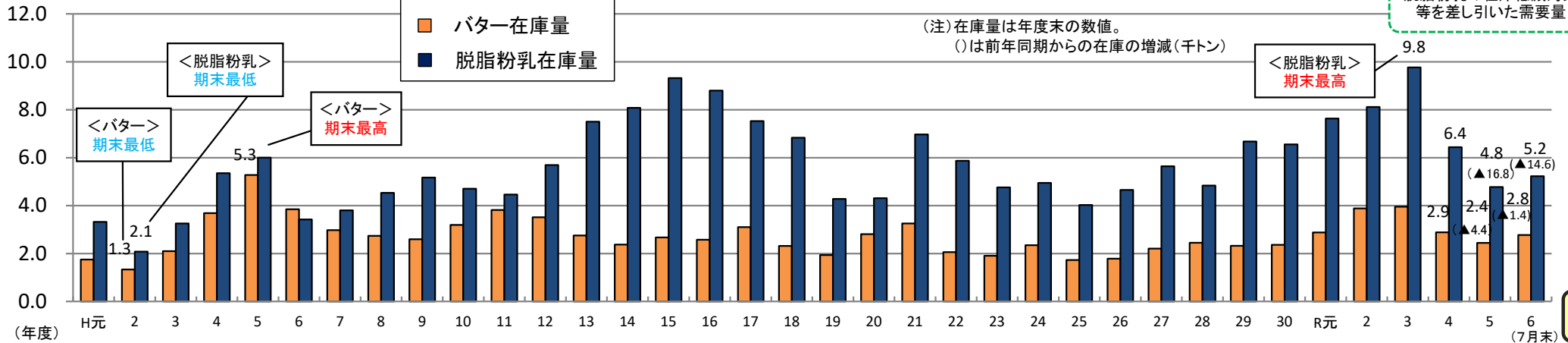
# 生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、新型コロナの感染拡大前までの数年間は国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移。
- ・ 近年では令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしているものの、依然として消費は低迷しており在庫を積み増す情勢。バターは令和4年度初め頃から消費量が増加傾向で推移しており、在庫量は令和4年5月以降前年同期を下回って推移。

(万吨) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



● 乳製品の在庫量



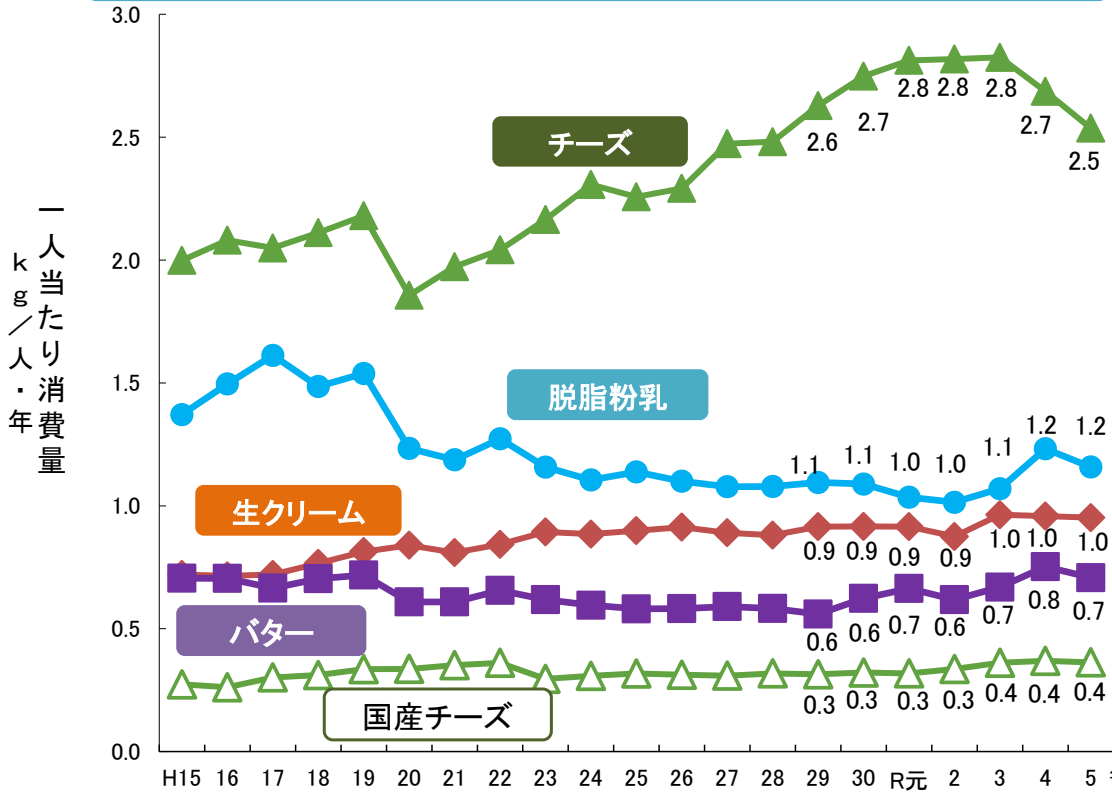
(注) 在庫量は年度末の数値。  
( )は前年同期からの在庫の増減(千トン)

脱脂粉乳の在庫低減対策等を差し引いた需要量

# 乳製品需給の推移

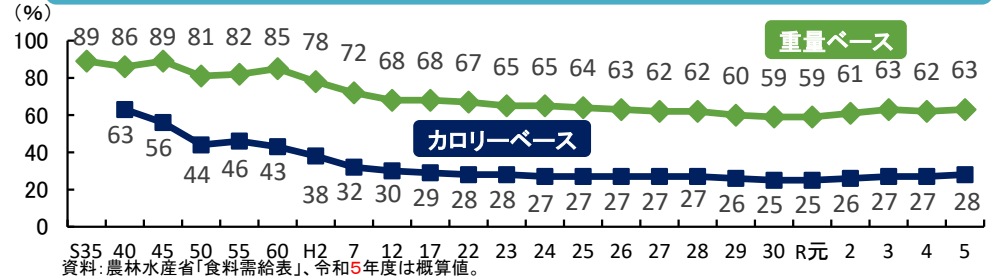
- ・ 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリーム、消費が拡大。
- ・ 令和5年度の牛乳・乳製品の自給率は、チーズの輸入量が減少したこと等から、前年度より1ポイント増加。
- ・ チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は減少。

## 乳製品の1人当たり消費量の推移

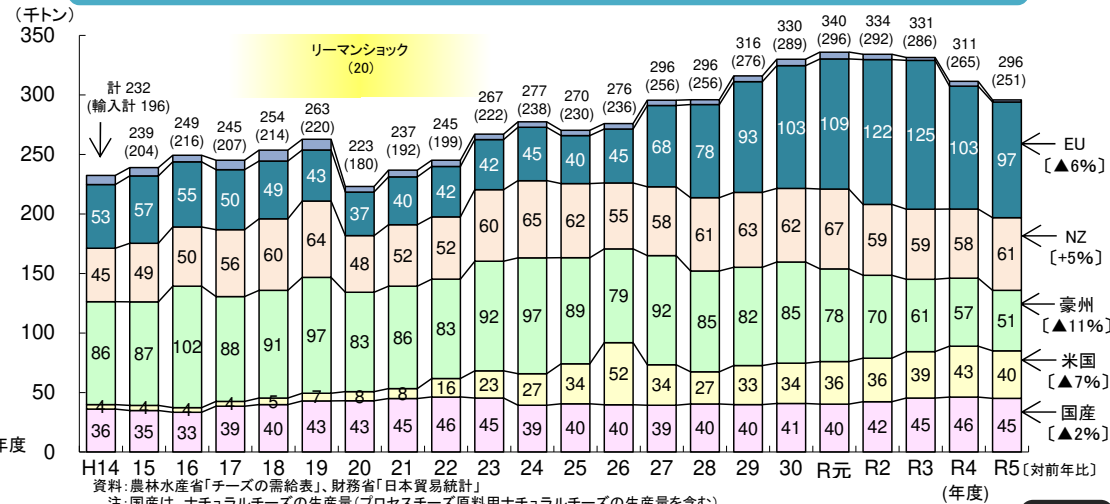


資料: 農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計  
 注1: 1人当たり消費量=(生産量+輸入量±在庫増減-輸出量)÷各年10月1日時点の総人口  
 注2: 国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計  
 注3: 「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。  
 注4: 「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

## 牛乳・乳製品の自給率の推移

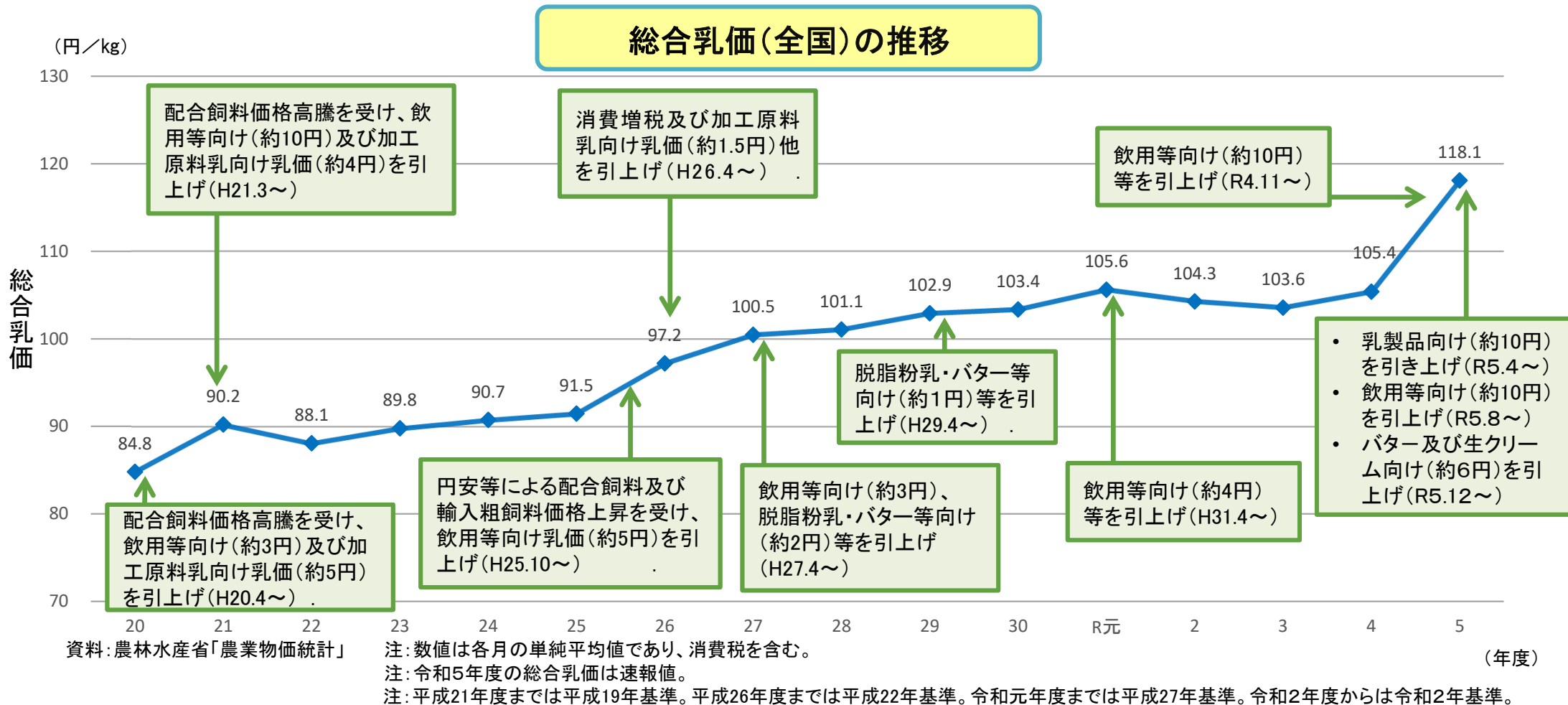


## チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



# 総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は平成20年度以降上昇していたが、近年その傾向も一服。
- ・ 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月、令和5年8月の飲用等向け乳価の各10円引き上げ、令和5年4月の乳製品向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。

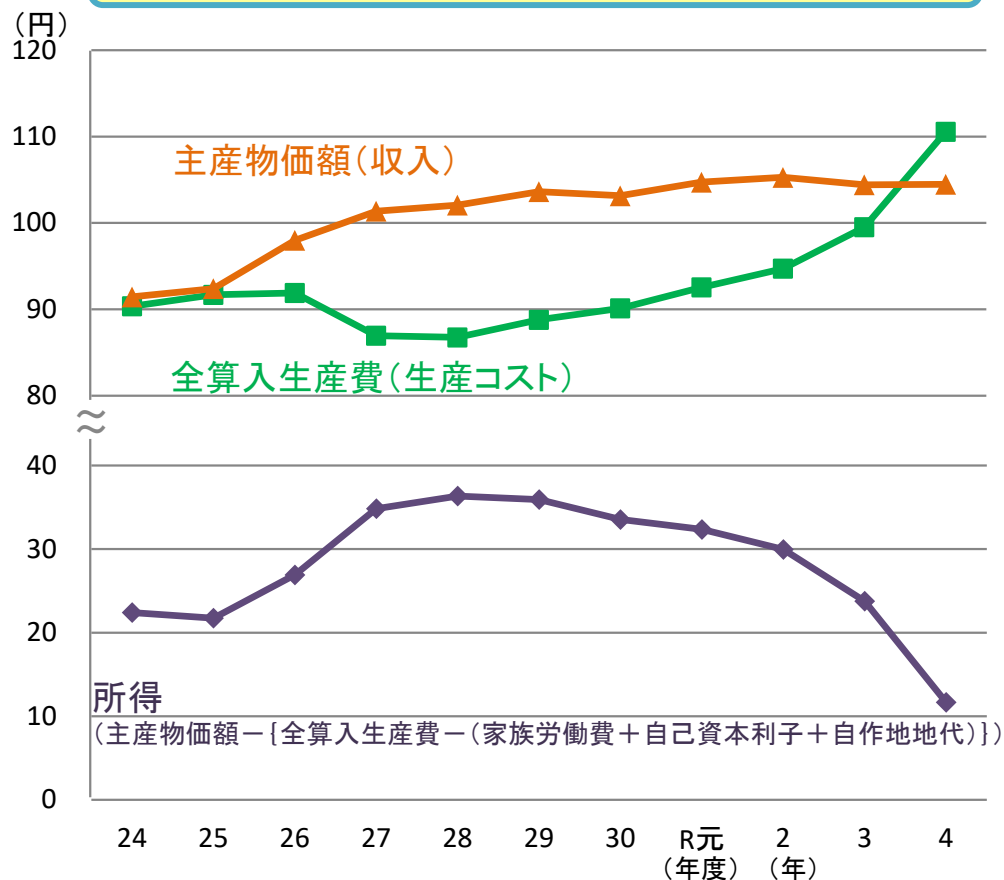


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したものの。

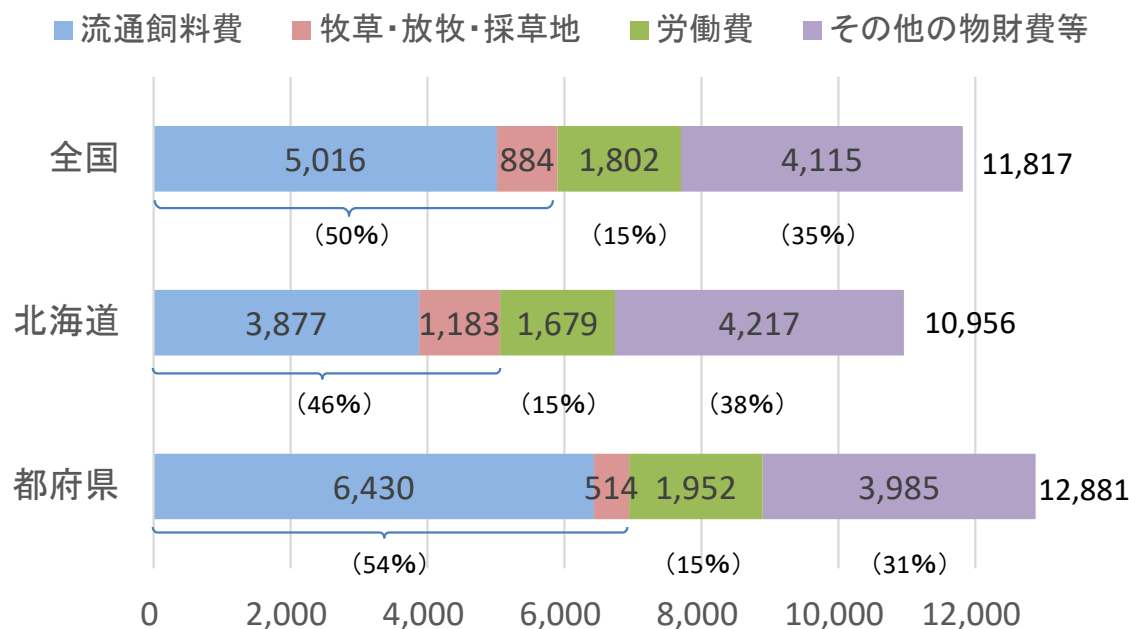
# 生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や光熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和4年は、主産物価額がほぼ横ばいで推移した一方で、生産コストの増加により、所得は大きく減少。

## 生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



## 令和4年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

## 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年に減少し、令和6年度も引き続き減少。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度以降わずかに減少。

区 分 / 年	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5	6
乳用牛飼養戸数（千戸）	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6	11.9
（対前年増減率）（%）	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	-	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)	(▲5.6)
うち成畜50頭以上層(千戸)	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.5
戸数シェア（%）	(39.8)	(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)	(46.8)
乳用牛飼養頭数（千頭）	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356	1,313
（対前年増減率）（%）	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	-	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)	(▲3.2)
うち 経産牛頭数（千頭）	871	852	847	839	841	839	849	862	837	826
うち 未經産牛 （乳用後継牛）頭数（千	474	471	481	492	499	513	507	510	519	486
うち成畜50頭以上層(千頭)	949	934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054	1,048
頭数シェア（%）	(73.1)	(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)	(80.7)
一戸当たり 経産牛頭数（頭）	全国 53.4 北海道 76.1 都府県 39.6	54.3 76.4 40.5	56.1 78.8 41.8	58.3 82.2 42.9	57.6 78.2 44.1	59.9 81.1 45.2	62.9 84.7 47.5	66.3 89.1 50.1	68.0 90.0 51.6	70.6 93.0 53.9
経産牛一頭当たり 乳量（kg）	全国 8,522 北海道 8,394	8,581 8,518	8,636 8,568	<8,767>※注6 <8,945>		8,806 8,943	8,938 9,066	8,871 8,946	8,809 8,901	

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

# 酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

## ○ 1人当たり年間平均労働時間(令和4年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,183	1,840	1,651	1,879

資料: 農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

## ○ 労働負担の軽減に向けた取組

### (1) 飼養管理方式の改善

- ・ つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

### (2) 機械化

- ・ 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

### (3) 外部化

- ・ キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

## ○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

### 畜産クラスター事業(R5補正(一部基金))

省力化機械の導入等を支援

### 酪農経営支援総合対策事業(R6 ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

### 酪農ヘルパーの利用拡大(R6 ALIC事業)

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
  - ① 傷病時における経営継続を支援  
→ 傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
  - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
  - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間 利用日数(1戸あたり)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	22.8	23.1	23.6	23.7	24.1	24.0

(単位:日)

# ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

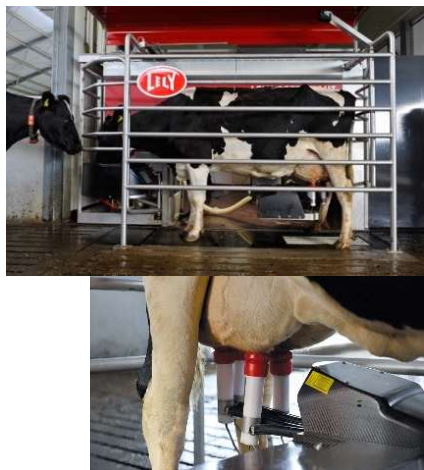
## 搾乳ロボット

## 搾乳ユニット自動搬送装置

## 発情発見装置

## 分娩監視装置

## 哺乳ロボット



### 機械装置

### 搾乳ロボット

### 搾乳ユニット自動搬送装置

### 発情発見装置

### 分娩監視装置

### 哺乳ロボット

### 導入前

搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要

自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい

毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)

分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視

子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要

### 導入後

自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果  
Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減

搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果  
Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少

発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果  
Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)

分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減  
Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)

自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果  
Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

# 畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

## 経営離脱・新規就農状況

		R1	R2	R3	R4	R5 (速報値)	
酪農	全国	離脱者数	536	504	472	794	700
		新規就農者数 (うち新規参入者)	85 (28)	105 (37)	92 (38)	56 (22)	94 (41)
	うち北海道	離脱者数	197	134	151	243	249
		新規就農者数 (うち新規参入者)	54 (24)	72 (28)	53 (26)	35 (17)	58 (32)
肉用牛	全国	離脱者数	1,620	1,354	1,487	1,644	2,016
		新規就農者数 (うち新規参入者)	223 (54)	235 (61)	223 (69)	156 (84)	162 (64)
	うち九州・沖縄	離脱者数	876	708	809	823	1,026
		新規就農者数 (うち新規参入者)	123 (25)	163 (36)	156 (43)	93 (45)	93 (31)

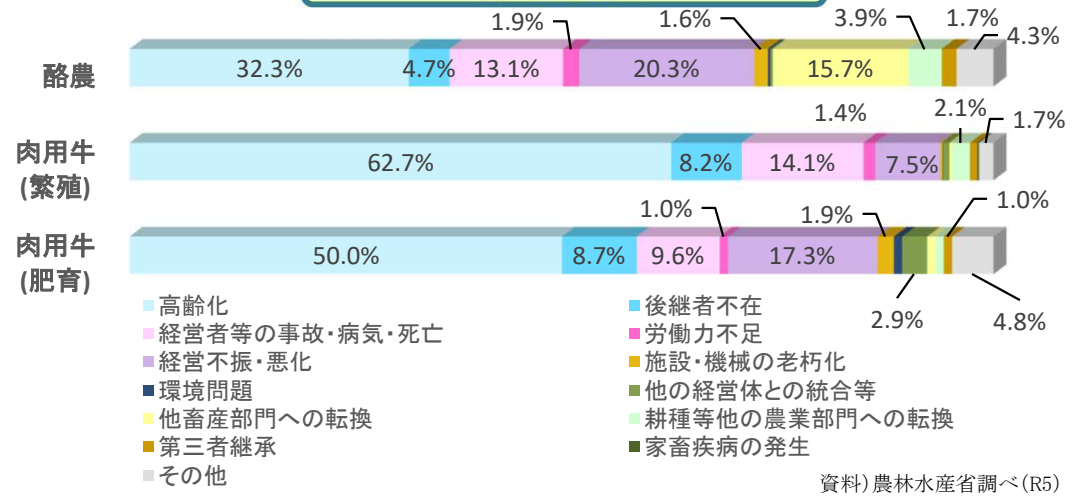
「新規就農者」：経営者として新規に就農した者（新規参入者、Uターン就農者）

「新規参入者」：農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」：農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者

資料）農林水産省調べ

## 離脱要因



### 【R5補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)

291億円の内数

- 法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- 後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農等）のマッチング、経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

### 【R6当初】新規就農者育成総合対策

121億円

- 経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- 就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金を交付。

### 【R6当初】青年等就農資金

融資枠 182億円

- 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援。

### 【R6 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- 担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- 生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- 酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

### 【R6当初】農地利用効率化等支援交付金

11億円

- 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

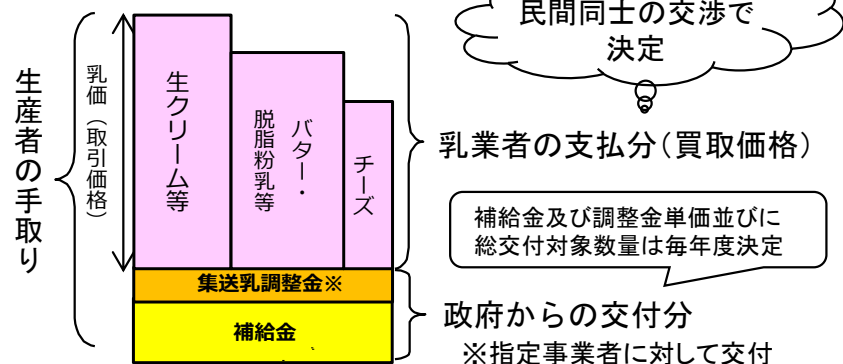
# 酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

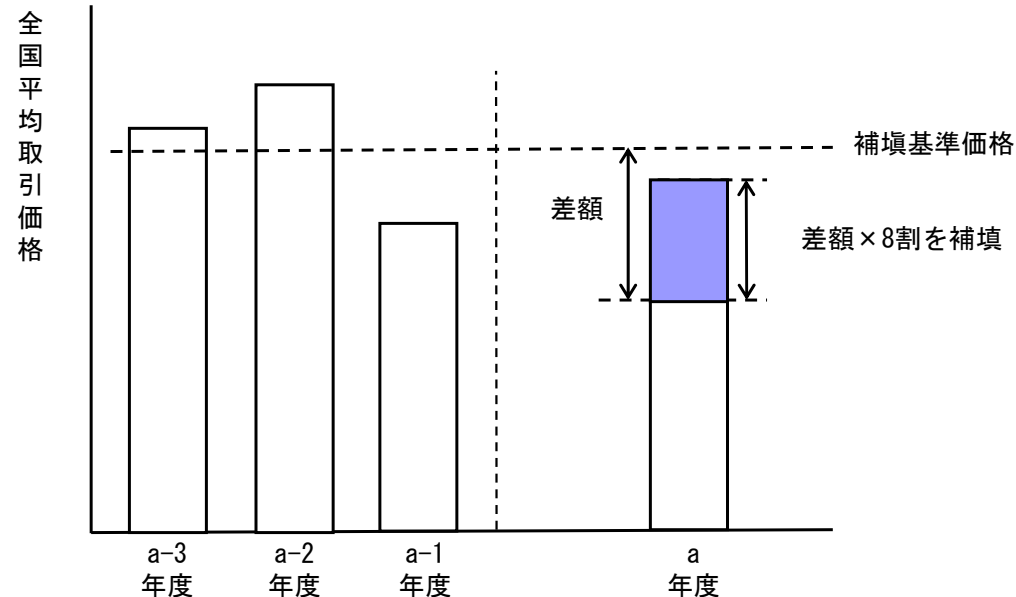
## 加工原料乳生産者補給金制度

令和6年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.92円/kg	} 11.67円/kg
集送乳調整金単価	2.68円/kg	
[関連対策	0.07円/kg]	} 343万トン
総交付対象数量	325万トン	
[関連対策	18万トン]	

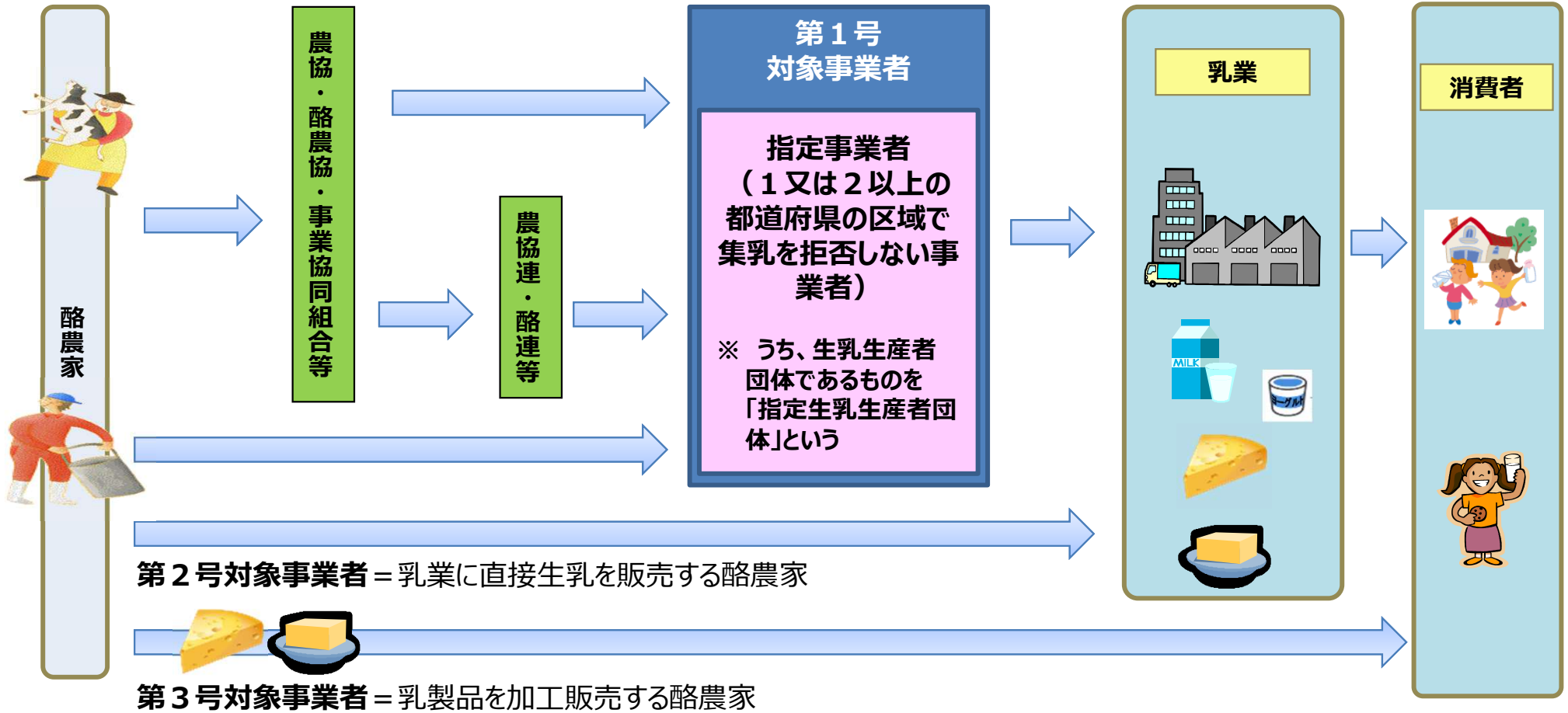


## 加工原料乳生産者経営安定対策事業



# 改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



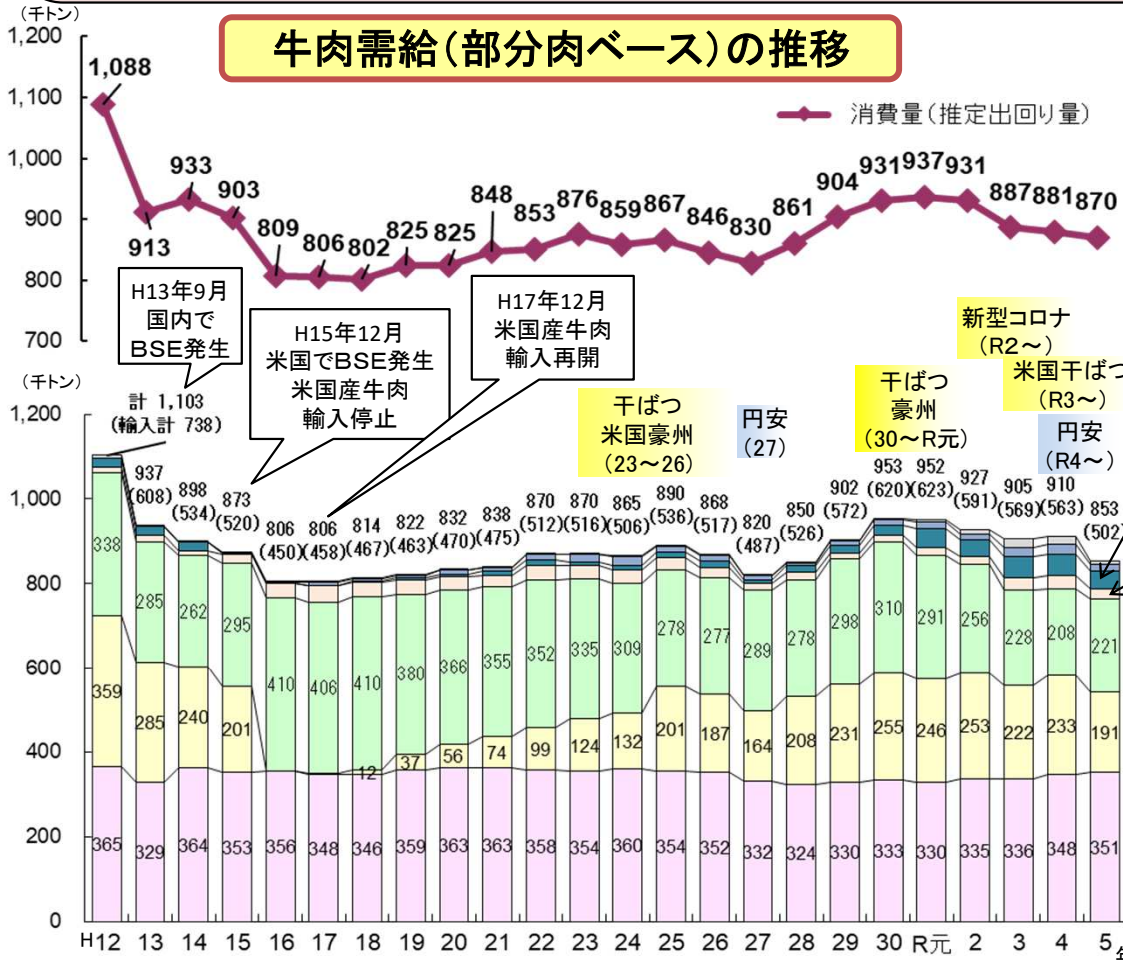
- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

# 【牛肉關係】

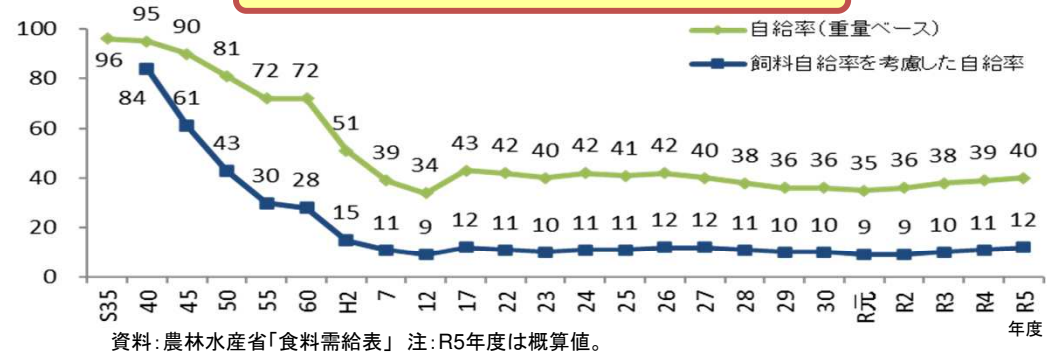
# 牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和5年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、87万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和5年度は、全体では35.1万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで40%。

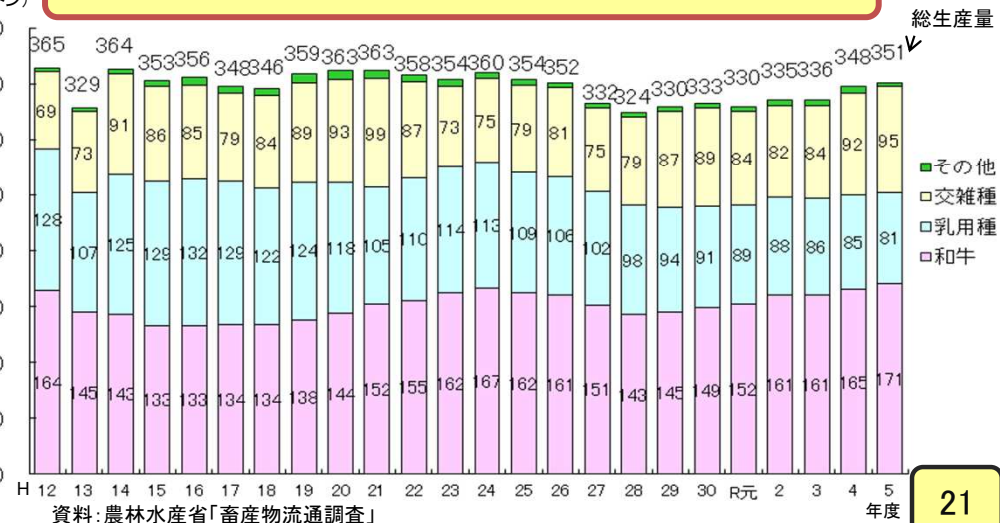
## 牛肉需給(部分肉ベース)の推移



## 牛肉の自給率の推移



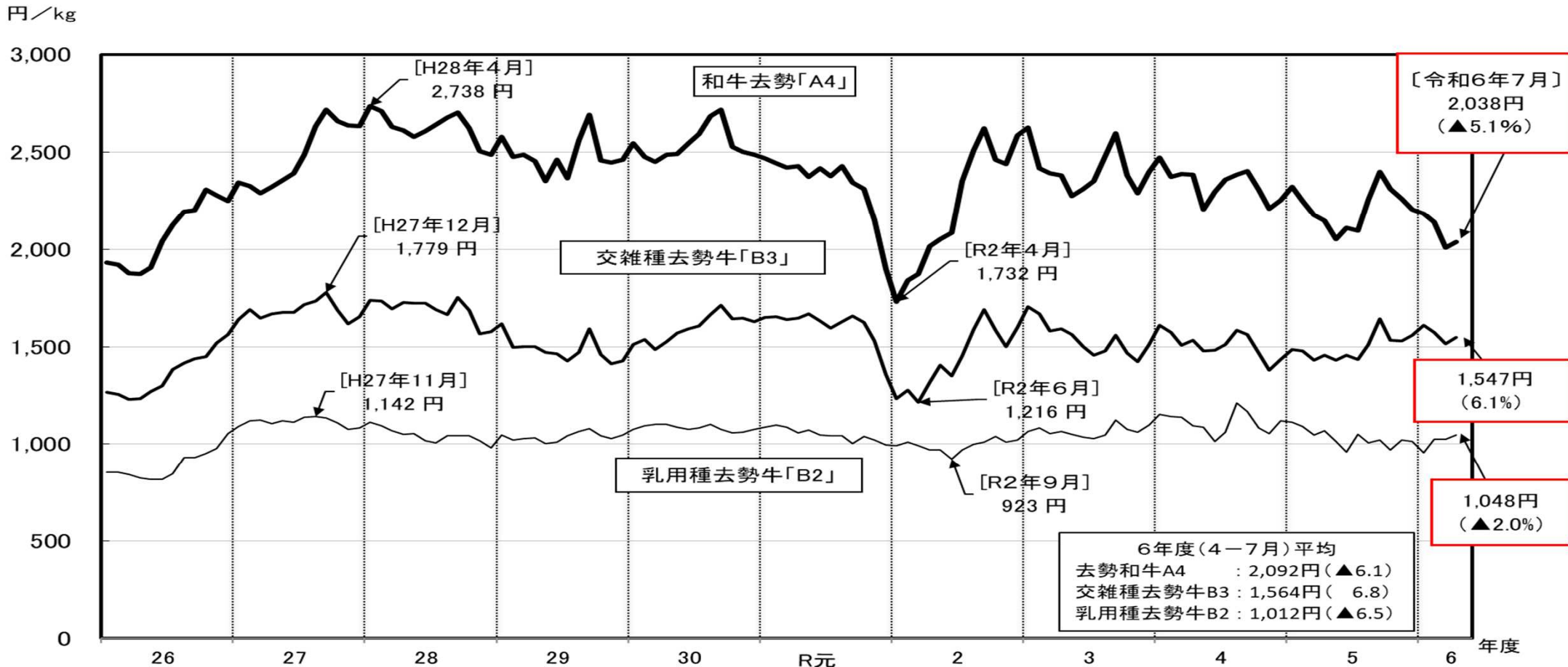
## 品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料: 農林水産省「畜産物流通調査」「食料需給表」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」  
注: 推定出回り量 = 生産量 + 輸入量 + 前年度在庫量 - 当年度在庫量 - 輸出量

# 牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

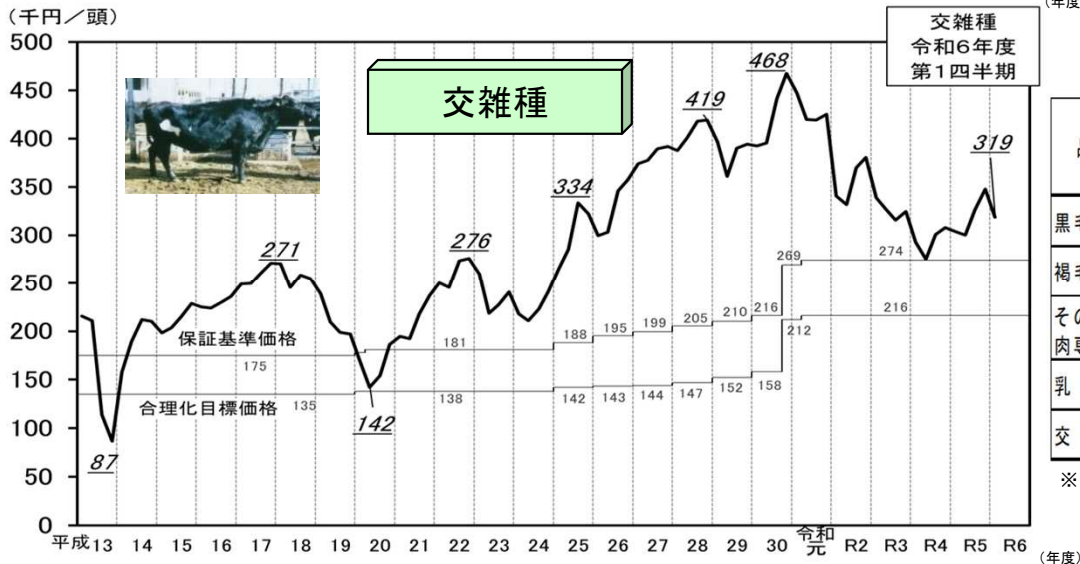
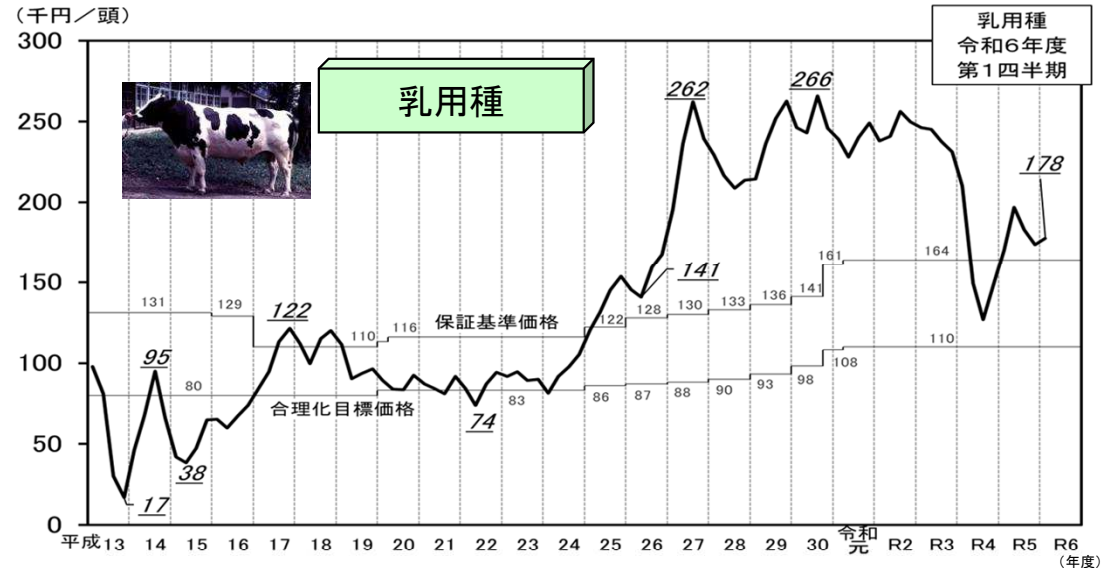
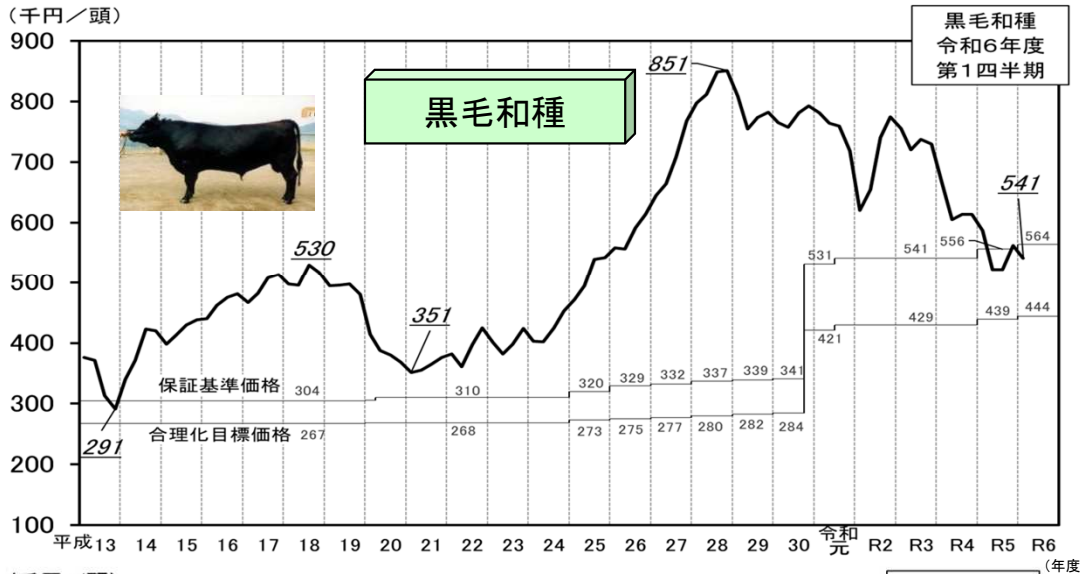
- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- 令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- 令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- 令和5年度及び6年度の和牛価格は、引き続き物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、軟調に推移。



資料: 農林水産省「畜産物流通統計」  
注: ()内は前年同月比。

# 肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月以降、再び下落。直近の令和6年度第1四半期は、黒毛和種が保証基準価格を下回って推移。



令和2~6年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				R6年度
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.40	33.50	0	22.60
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	22.70				8.20				67.63				90.50				
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0	0	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月~3月)としている。

## 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年はわずかに減少。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年はわずかに減少。

区 分 / 年		28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5	6
肉用牛	戸数(千戸)	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5
	(対前年増減率)(%)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)
	頭数(千頭)	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672
	(対前年増減率)(%)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)
	1戸当たり(頭)	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8
	頭数(千頭)	589	597	610	626	605	622	633	637	645	640
	1戸当たり(頭)	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1
うち 肥育牛	戸数(千戸)	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6
	頭数(千頭)	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617
	1戸当たり(頭)	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

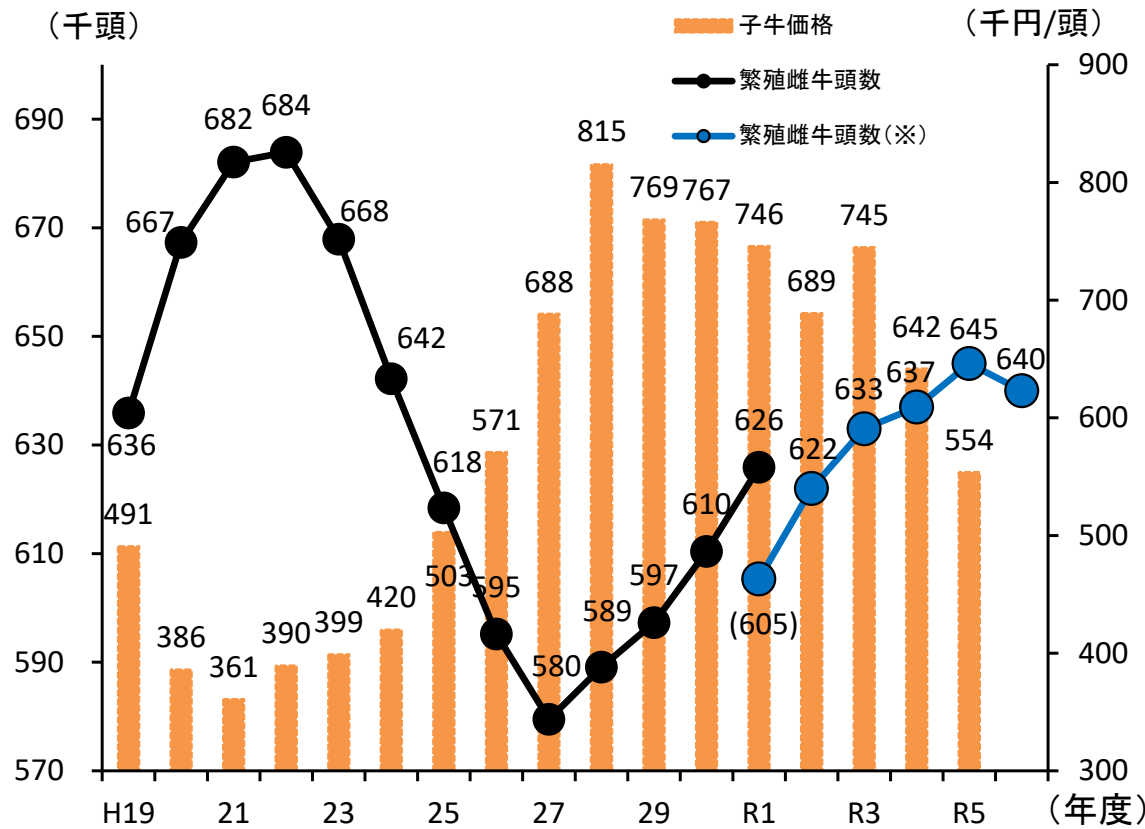
3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

# 肉用牛繁殖雌牛の動向

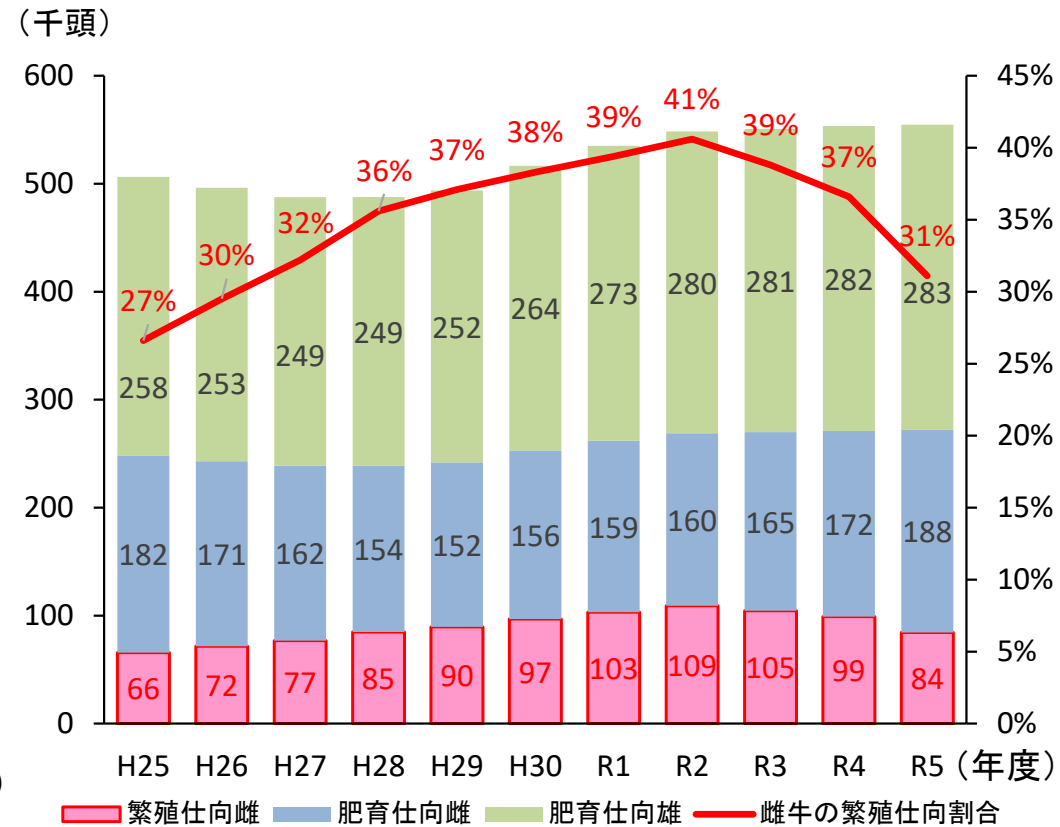
- ・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年まで増加したものの、令和6年は64万頭と微減。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年度まで上昇傾向で推移したが、令和3年度以降低下し令和5年度は31%。

## 繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」  
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)  
 注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。  
 子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

## 肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)

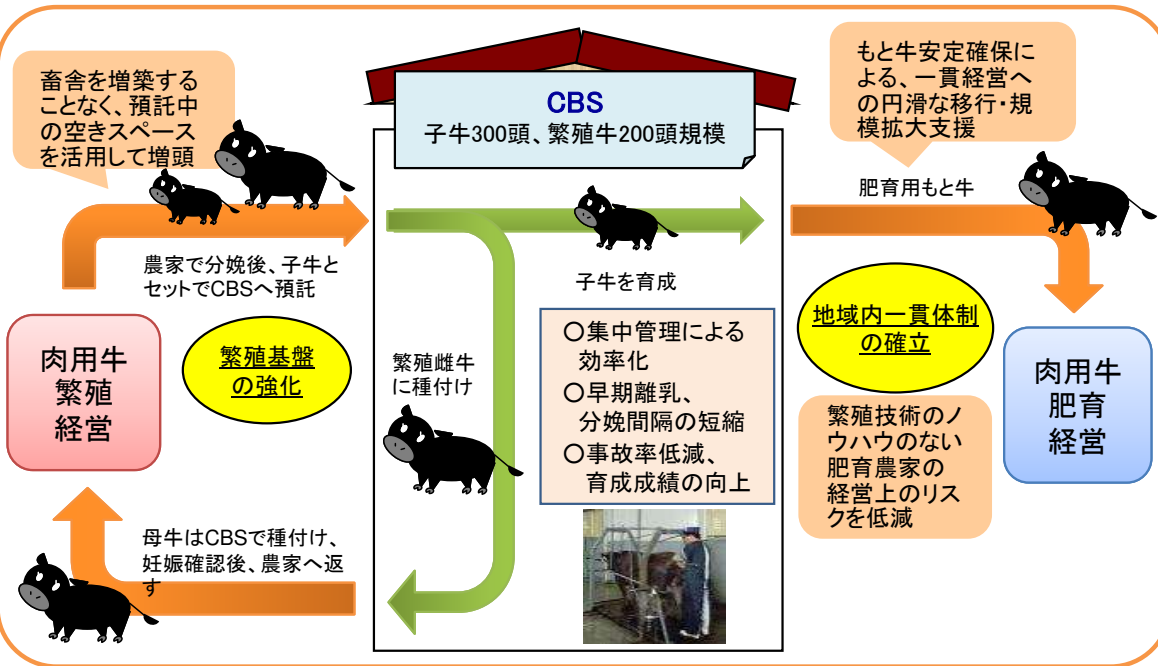


注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数  
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの  
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

# 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新を支援。

## CBSを活用した生産基盤強化の事例



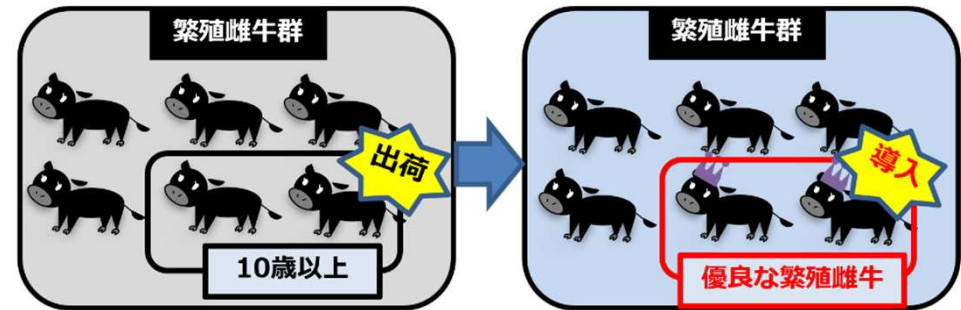
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

## 優良な繁殖雌牛への更新支援

- 高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



取組の効果

- 繁殖雌牛群の能力向上
- 肉質や増体に優れた子牛生産による販売価格の上昇

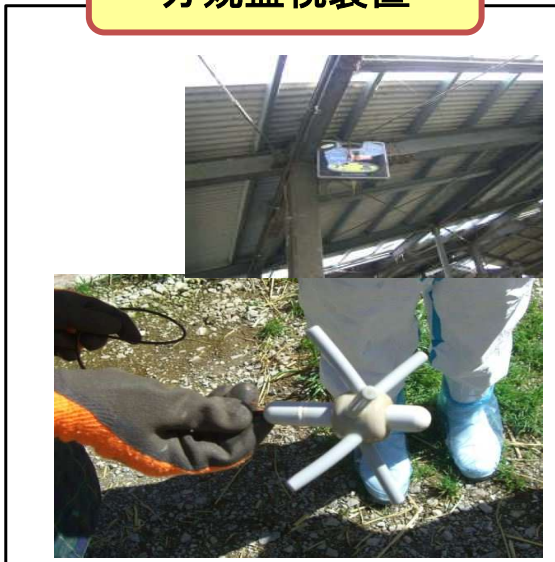
# ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

# 肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の全国平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金)。
- また、補給金制度を補完するため、令和6年度において、和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金を交付(優良和子牛生産推進緊急支援事業)。

## 【黒毛和種の場合】

<令和6年1～3月>

60万円(発動基準:ブロック別平均)

<令和6年4月～令和7年3月>

【令和6年度所要額:662億円】

### 和子牛生産者 臨時経営支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が60万円を下回った場合、差額の3/4を支援

※ 4ブロック  
・「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」  
・極端に価格が高い都道府県は単独で平均価格を計算

### 優良和子牛生産推進緊急支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が60万円を下回った場合、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金を交付

※ 4ブロック  
(極端に価格が高い都道府県は単独で、平均価格を計算)

発動基準(税込)	奨励金単価
60万円未満	1万円/頭
58万円未満	2万円/頭
57万円未満	3万円/頭

【飼養管理向上の取組】  
・ 疾病防止のワクチン接種  
・ 駆虫・防虫対策  
・ 寒冷・暑熱対策  
・ 飼料効率の改善  
・ 発情発見機等の活用 等

56万4千円(令和6年度保証基準価格:全国一本)

55万6千円(令和5年度保証基準価格:全国一本)

8千円引き上げ

### 肉用子牛生産者補給金

黒毛和種の平均売買価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付。

# 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

## 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和6年度) (単位:千円/頭)

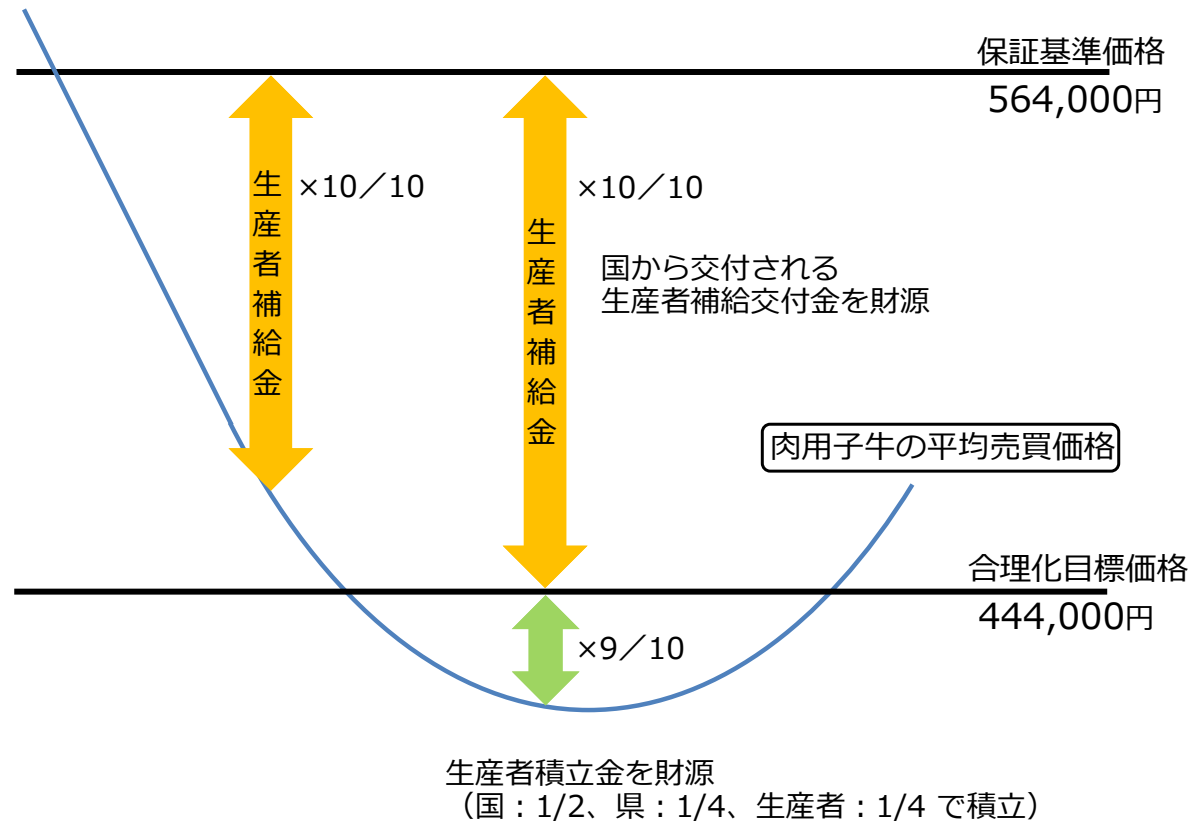
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	564	514	328	164	274
合理化目標価格	444	404	258	110	216

### [生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)  
 褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)  
 その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)  
 乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)  
 交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

## 【黒毛和種の場合】



《R6年度所要額:662億円》

# 優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和6年度)

## 1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

## 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準(下表)を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準 (税込)	黒毛和種	60万円	58万円	57万円
	褐毛和種	55万円	53万円	52万円
	その他の肉専用種	35万円	33万円	—
必要取組数	2つ	3つ	4つ	
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭	

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算  
 ※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック  
 ※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

### <飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー		子牛メニュー	母牛メニュー
・ 飼料効率の改善	・ 添加物による栄養補助	・ 疾病防止のワクチン接種	・ 疾病防止のワクチン接種
・ 駆虫・防虫対策	・ 寒冷・暑熱対策	・ 疾病の早期治療	・ 発情発見機等の活用
・ 牛体管理の徹底		・ 栄養状態を強化する人工哺乳	・ 高度な栄養管理

## 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

## 4 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで

## 5 発動実績 (※飼養管理向上のための取組を4つ以上行った場合の奨励金単価)

	黒毛和種					褐毛和種	その他の肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	兵庫県	九州・沖縄		
令和6年4月～6月	10,000円/頭	30,000円/頭	30,000円/頭	—	30,000円/頭	—	—

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

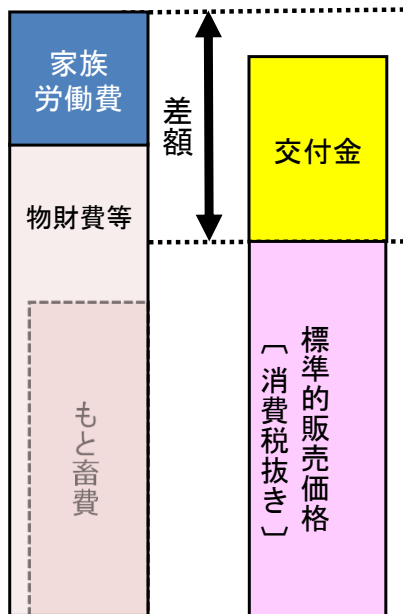
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円/頭  
交雑種：13,000円/頭  
乳用種：10,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和6年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
〔消費  
税抜き〕



品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北海道	149,909	
	東北	青森県	79,627
		岩手県	61,720
		宮城県	90,799
		秋田県	91,968
		山形県	64,658
		福島県	93,521
	関東	茨城県	123,743
		栃木県	125,838
		群馬県	139,912
		埼玉県	126,514
		千葉県	104,955
		東京都	129,390
		神奈川県	111,666
山梨県		114,350	
長野県	112,976		
静岡県	91,559		

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	35,389
		三重県	36,871
		滋賀県	22,271
	近畿	京都府	71,051
		大阪府	44,114
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	90,046
		和歌山県	43,404
	中国	鳥取県	72,985
		島根県	49,683
		岡山県	60,687
		広島県	38,390
山口県		33,459	

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	20,738
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県	36,973	
	長崎県	41,464	
	熊本県	49,364	
	大分県	27,839	
	宮崎県	27,028	
	鹿児島県	30,988	
	沖縄県	—	

交雑種	31,994
乳用種	42,389

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

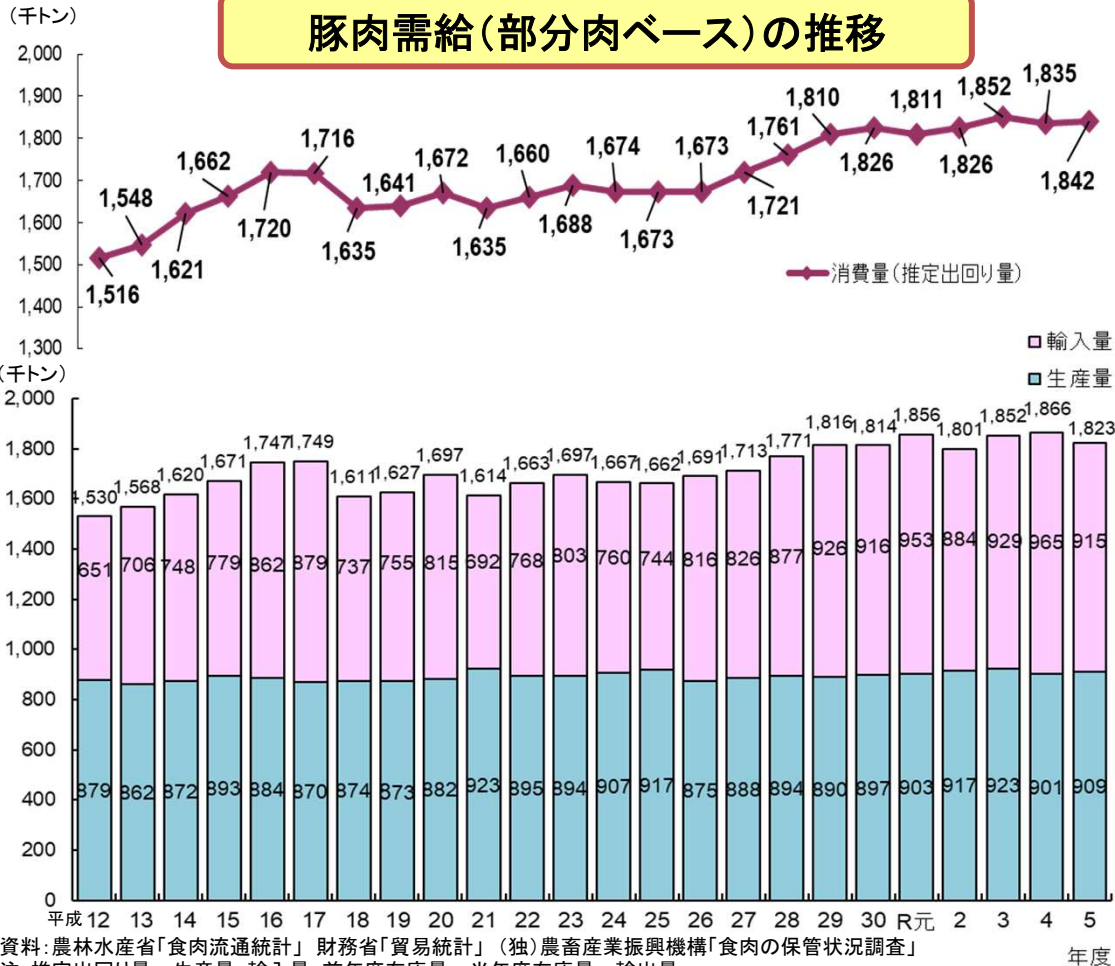


# 【豚肉関係】

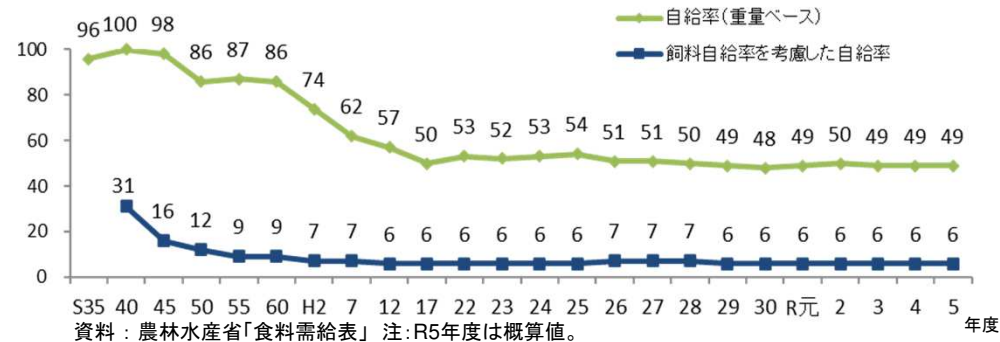
# 豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近では豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和5年度は、生産量が増加した一方、輸入量の減少等もあり、184万トンと高止まって推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和5年度では91万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。

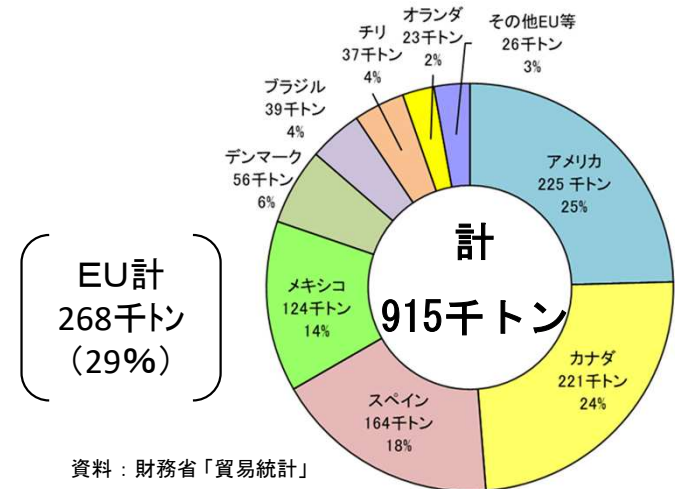
### 豚肉需給(部分肉ベース)の推移



### 豚肉の自給率の推移



### 国別輸入量(部分肉ベース)令和5年度



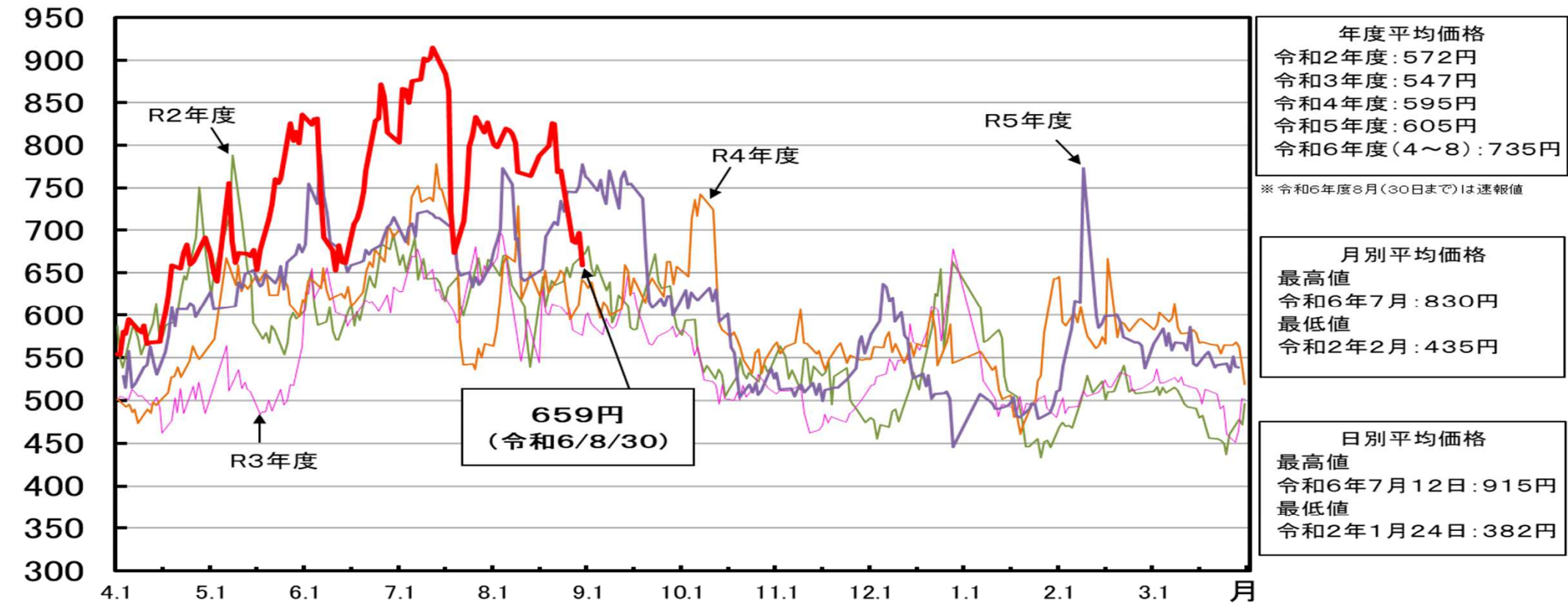
資料：農林水産省「食肉流通統計」 財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」  
注：推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

資料：財務省「貿易統計」

# 豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での「巣ごもり需要」が旺盛となり、国産豚肉価格は堅調に推移。
- 令和3年度は、旺盛な「巣ごもり需要」により、国産豚肉価格は令和2年度を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4・5年度は、国産豚肉の引き合いが高く、堅調に推移し、2年連続過去最高の平均価格を更新。
- 令和6年度も、引き続き堅調に推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比:25.3%)。

円/kg 東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



資料:「畜産物流通調査」農林水産省統計部  
 注1:東京・大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)  
 注2:土・日曜日、祝日の価格を除く。  
 注3:卸売価格は税込み価格

## 豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130
(対前年増減率) (%)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)	(▲7.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958	972	910
戸数シェア (%)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)	(31.8)
飼養頭数(千頭)	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956	8,798
(対前年増減率) (%)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)	(▲1.8)
うち子取用雌豚(千頭)	885	845	839	824	853	823	789	792	758
(対前年増減率) (%)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)	(▲4.2)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753	6,634
頭数シェア (%)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)	(78.8)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6	2810.9
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

## 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

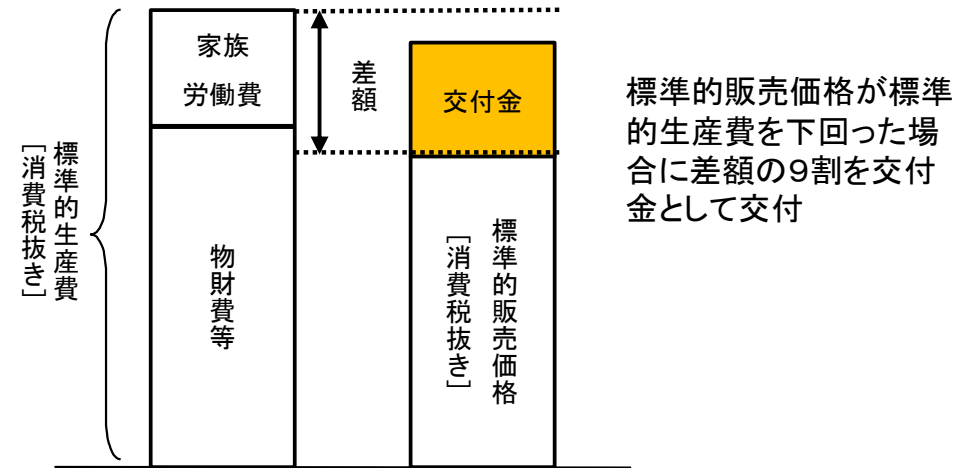
- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

### 《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3：1  
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和5年度所要額》 168億円



### 平成22～令和6年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

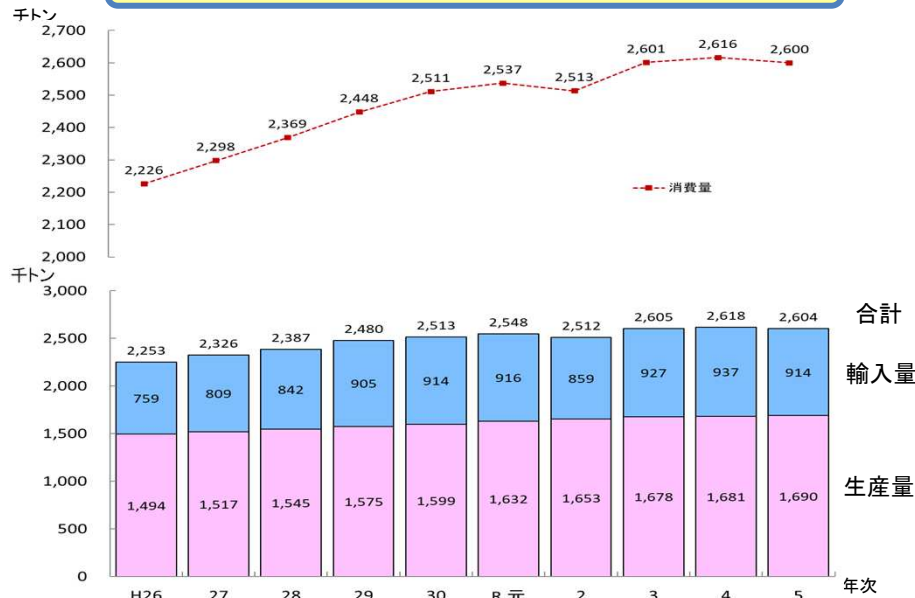
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和5年度	令和6年度 第1四半期 (確定)	
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3			第4
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

# 【鷄肉關係】

# 鶏肉の需給動向

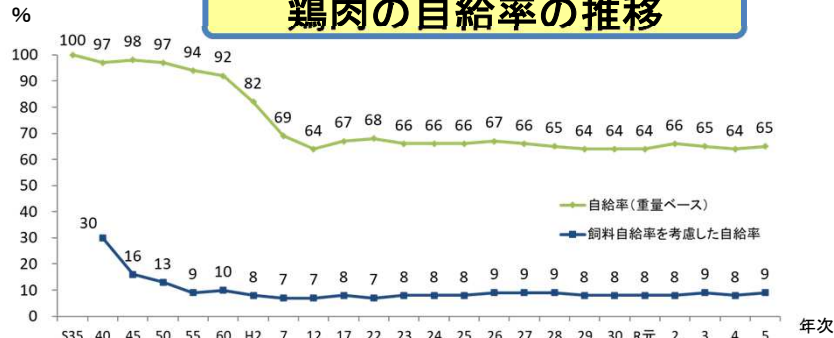
- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移している。
- 生産量は、消費者の健康志向の高まり等により需要が堅調に推移していることから、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新している。
- 輸入量は、国内消費量の3~4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイ・中国となっている。

## 鶏肉需給の推移(調製品を含む)



資料:農林水産省「食料需給表」  
 注1:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。  
 注2:鶏肉調製品を含む

## 鶏肉の自給率の推移



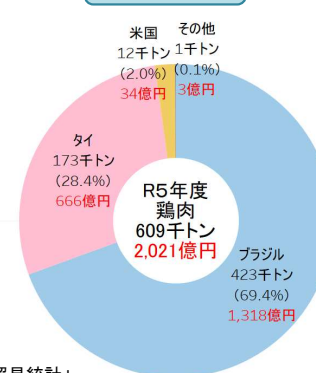
資料:農林水産省「食料需給表」  
 注1:H20年度以前は年度ベース。

## 鶏肉輸入量の推移

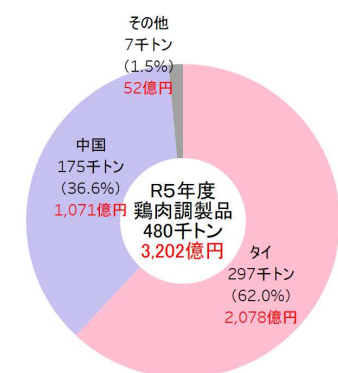


資料:財務省「貿易統計」  
 注1:鶏肉調製品を含む。

### 鶏肉



### 鶏肉調製品

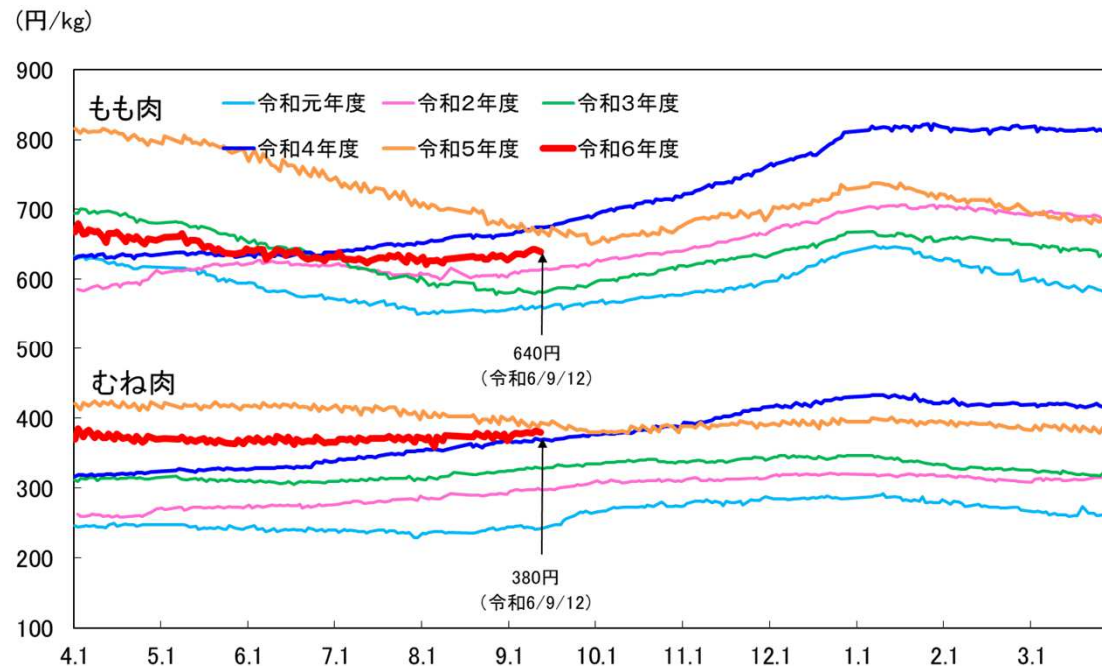


資料:財務省「貿易統計」

# 鶏肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、もも肉・むね肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度は、むね肉は堅調な需要が継続していることから、例年を上回る水準で推移したが、もも肉は夏以降、「巣ごもり需要」に落ち着きがみられることから、例年並みの水準で推移した。
- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を大きく上回る水準で推移した。
- 令和5年度は、令和4年度と同様の状況が続いたものの高値疲れもあり、もも肉およびむね肉の価格は下落傾向で推移したが、例年を上回る水準で推移した。
- 令和6年度は、もも肉は例年並みの水準で推移。むね肉は引き続き堅調な需要から例年より高値で推移。

## 鶏肉卸売価格の推移



資料：農林水産省統計部調べ

## 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050
(対前年増減率)(%)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)	(▲2.4)
飼養羽数(千羽)	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859
(対前年増減率)(%)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)	(2.4)
出荷戸数(戸)	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100
うち50万羽以上層(戸)	230	266	268	272	282	298	313	277	312
戸数シェア(%)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)	(14.9)
出荷羽数(千羽)	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878	731,847
うち50万羽以上層(千羽)	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874	387,559
羽数シェア(%)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)	(53.0)
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7
一戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5

資料: 農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1: 50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2: 平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

3: 2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

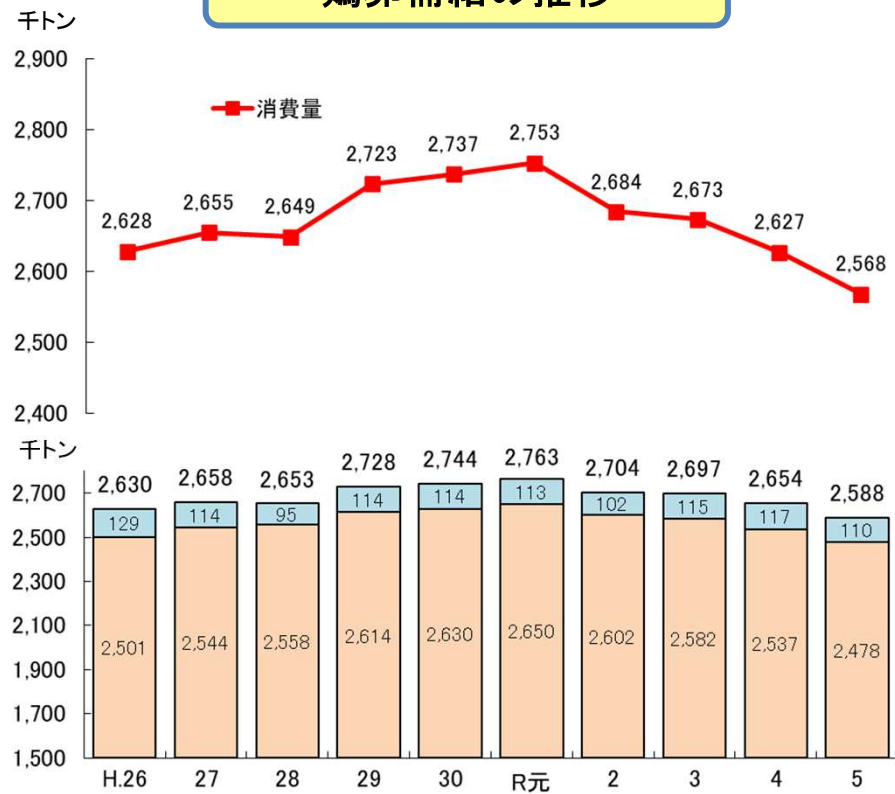
4: 平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

# 【鷄卵關係】

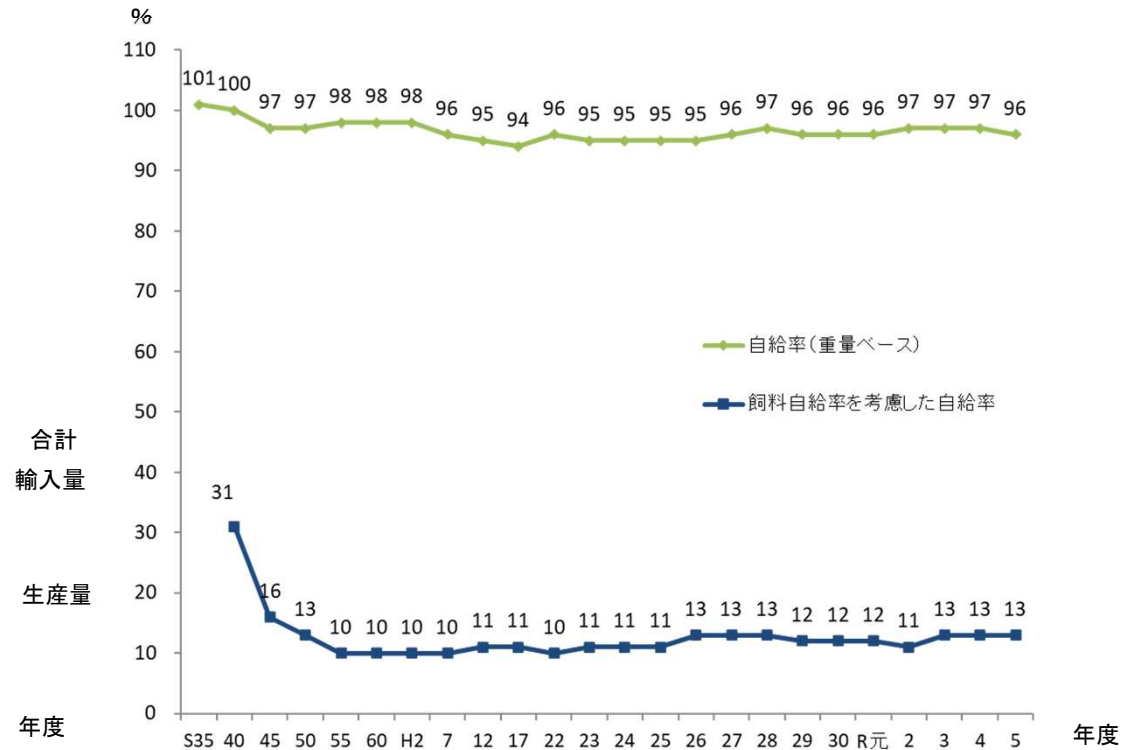
# 鶏卵の需給動向

- 消費量は概ね安定的に推移してきたが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生の影響により、それぞれ前年度を下回った。
- 生産量は、平成26年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による影響から、それぞれ前年度を下回った。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

## 鶏卵需給の推移



## 鶏卵の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

注1：R5年度は概算値。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出品」により推計。

注3：輸入量は殻付き換算。

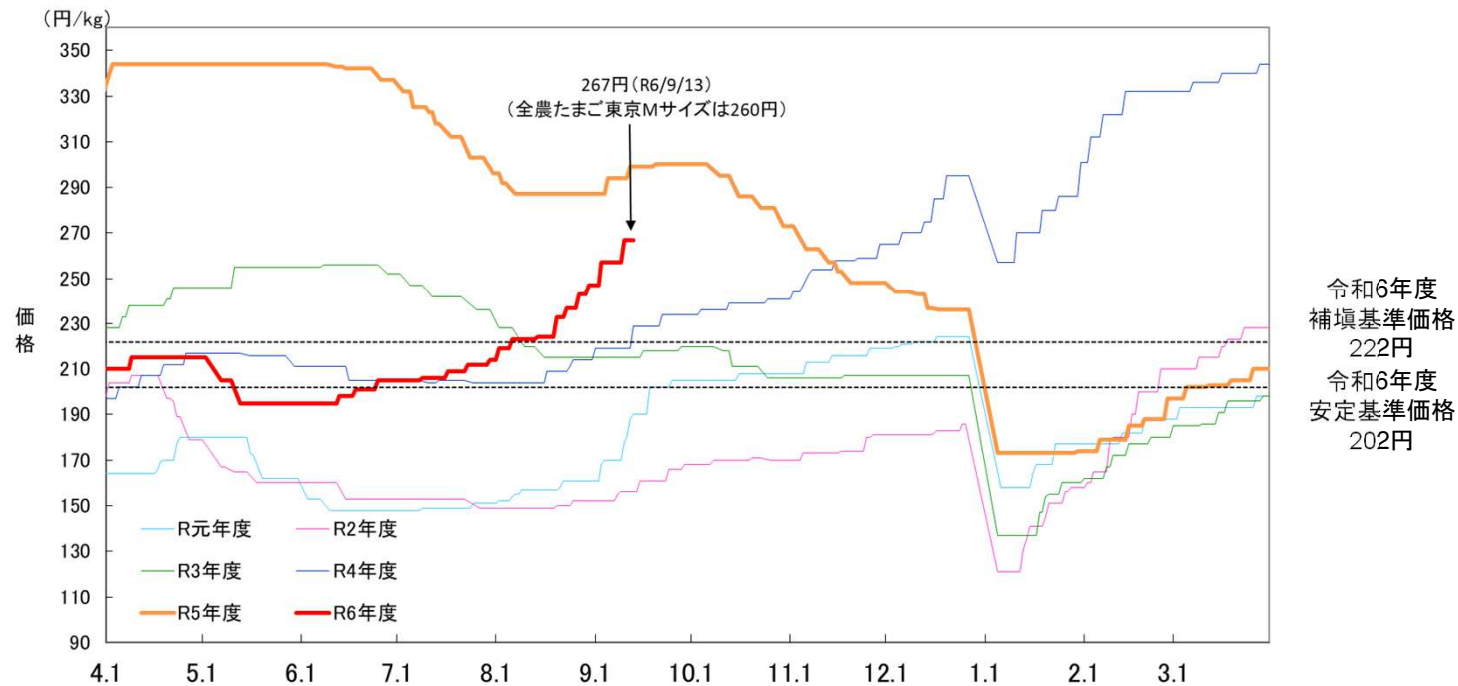
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R4年度は確報値、R5年度は概算値。

## 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和2年度は4月の緊急事態宣言後、業務用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移したものの、令和3年度は、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生による殺処分羽数が多くなったことで価格は例年を上回って推移したが、その後は生産の回復等に伴い例年並みの水準で推移。
- ・ 令和4年度は、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇等から、価格は例年を上回る水準で推移。その後、10月以降に発生した高病原性鳥インフルエンザにより、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼったことから、価格は大幅な高値で推移。
- ・ 令和5年度は、高病原性鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んでいることや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復していないこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移し、1月以降は鶏卵生産者安定対策事業が発動したことにより、例年並みの水準で推移。
- ・ 令和6年度に入り、引き続き加工用の需要が減少していることにより価格が低迷し鶏卵生産者安定対策事業が発動が続いていたが、夏以降は猛暑の影響により供給量が一時的に減少したことや季節性の需要が高まったこと等により、価格は上昇傾向で推移しているところ。

### 標準取引価格(日毎)の推移



出典：一般社団法人日本養鶏協会

：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

## 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は令和3年以降減少傾向で推移していたが、令和6年はわずかに増加。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690	1,640
(対前年増減率) (%)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)	(▲3.0)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	324	347	340	332	329	334	334	306	313
戸数シェア (%)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)	(21.3)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729
(対前年増減率) (%)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)	(0.9)
うち10万羽以上層(千羽)	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908	105,162
羽数シェア (%)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)	(81.1)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1

資料: 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1: 種鶏のみの飼養者を除く。

2: 10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3: 数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4: 平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

# 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

## 1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

## 2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

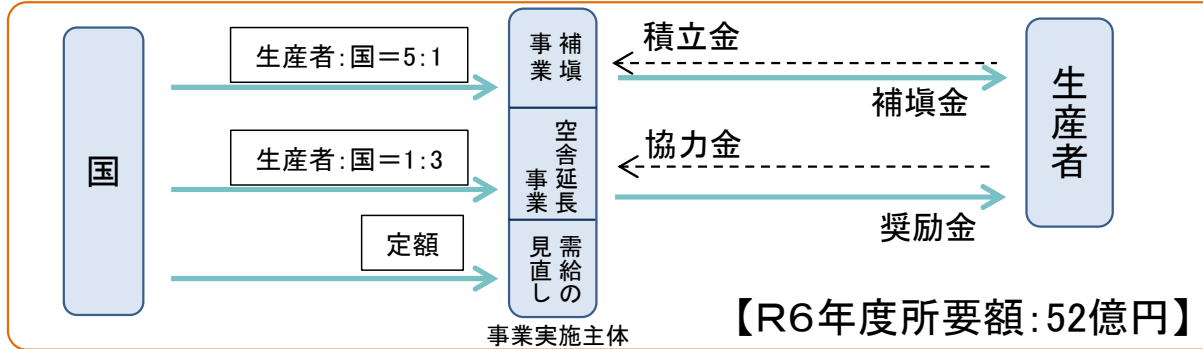
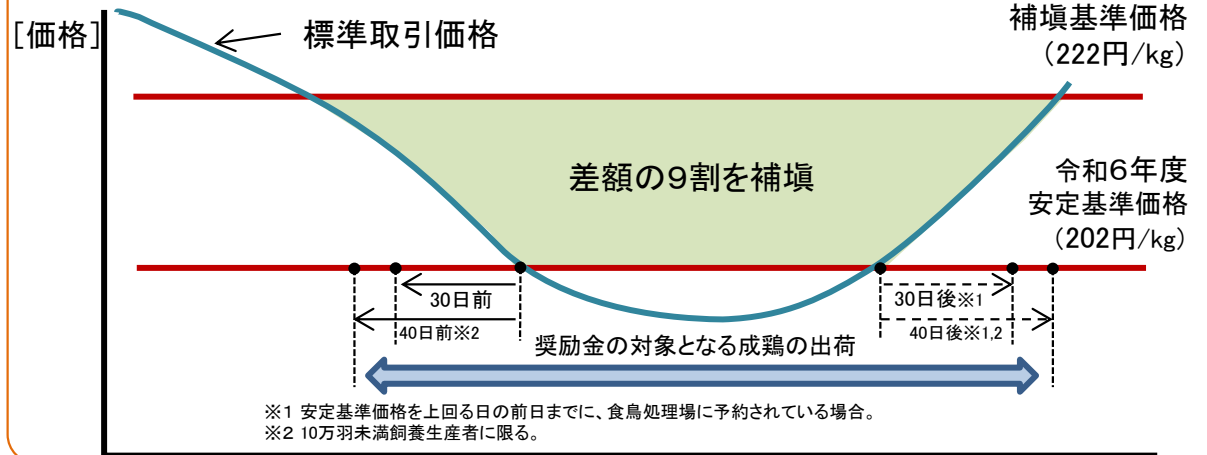
<奨励金単価（ ）内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上～90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽（930円/羽）
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

## 3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

（1及び2の事業）



令和6年度補填金単価(単位:円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金単価	6.831 (0.000)	18.000 (0.000)	18.000 (0.000)	11.943 (0.000)	0.000 (0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(17.100)	(17.100)	(4.059)

( )内は令和5年度実績。

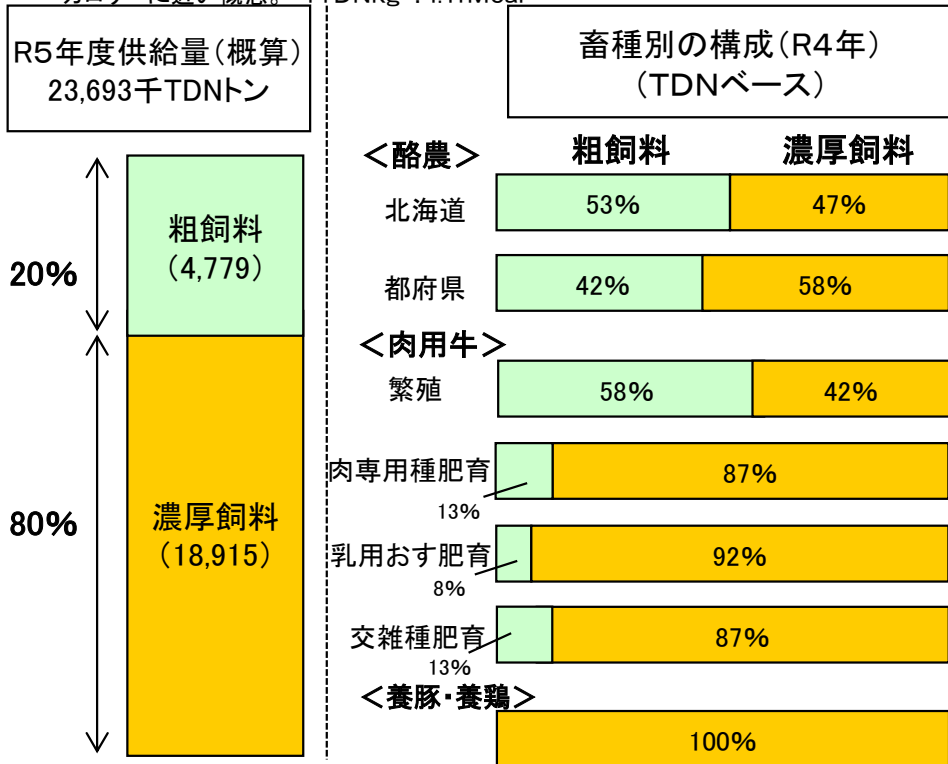
# 【飼料関係】

# 畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和5年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80% (TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

## 粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

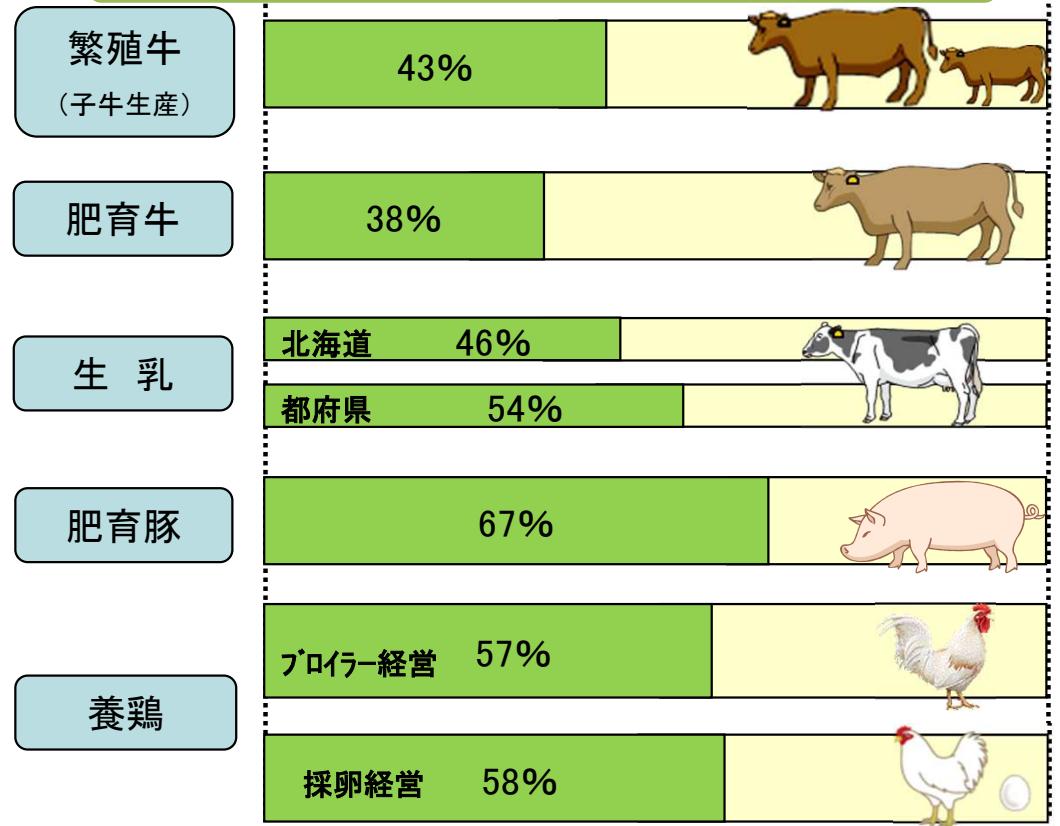
注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。  
 カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal



粗飼料: 乾草、サイレージ、稲わら等  
 濃厚飼料: とうもろこし、大豆油かす、こりゃん、大麦等

農林水産省「令和5年度飼料需給表(第1報)」農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(確報)」より試算

## 経営コストに占める飼料費の割合(R4年)



資料: 農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(第1報)」および「令和4年畜産物経営統計(第1報)」

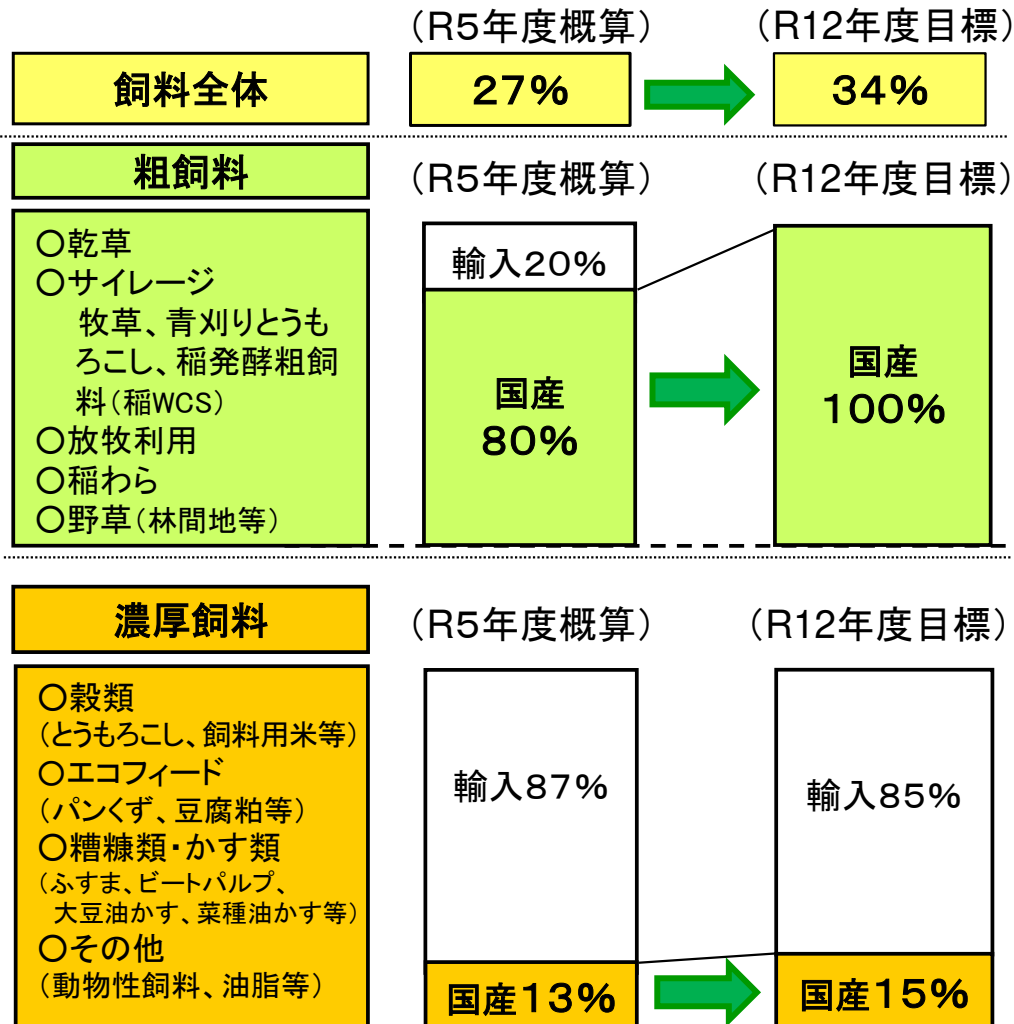
注1: 繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり  
 生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査より調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

# 飼料自給率の現状と目標

- 令和5年度(概算)の飼料自給率(全体)は27%。このうち、粗飼料自給率は80%、濃厚飼料自給率は13%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の運営強化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で34%(令和12年度)を目標としている。

## 飼料自給率の現状と目標



## 近年の飼料自給率の推移

年度	H17	H22	H27	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5(概算)
全体	25%	25%	28%	26%	25%	25%	25%	26%	26%	27%
粗飼料	77%	78%	79%	78%	76%	77%	76%	76%	78%	80%
濃厚飼料	11%	11%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	13%	13%

- 令和5年度の飼料自給率[概算]は、粗飼料自給率は2ポイント上昇、濃厚飼料自給率は変わらず、全体としては前年度から1ポイント高い27%となった。
- 粗飼料自給率は、生育が順調であった前年度と比較して牧草の単収が減少したものの、乾牧草の輸入量が減少したこと等から、前年度から2ポイント高い80%となった。
- 濃厚飼料自給率は、主原料である輸入とうもろこしの飼料仕向量が前年度並みであったこと等から、前年同の13%となった。

# 近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	R3年度	R4年度 (確々報値)	R5年度 (確報値)
とうもろこし	1,163	1,116	1,113
こりゃん	18	15	9
小麦	38	41	41
大麦	102	108	107
その他	5	4	4
合計	1,327	1,283	1,274

注: その他とは、えん麦、ライ麦である。

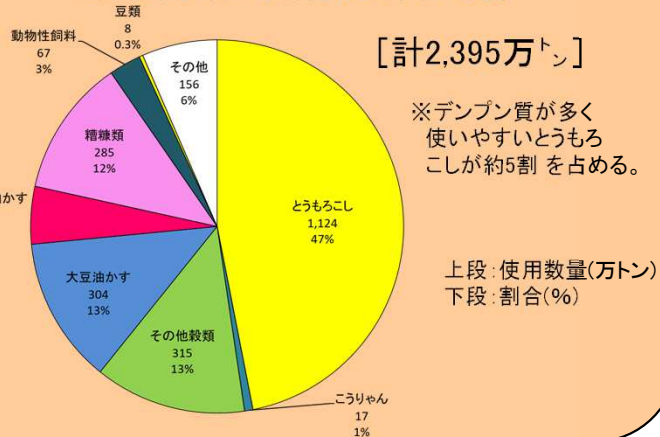
世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

	R4/5輸出量	R5/6輸出量	R6/7輸出量 (予測)
①米国	42.2(23%)	58.2(29%)	58.4(31%)
②ブラジル	54.3(30%)	48.0(24%)	49.0(26%)
③アルゼンチン	25.2(14%)	35.0(18%)	36.0(19%)
④ウクライナ	27.1(15%)	29.5(15%)	24.0(13%)
世界計	180.2(100%)	199.7(100%)	191.4(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R3年度	R4年度 (確々報値)	R5年度 (確報値)
米国	69%	44%	46%
ブラジル	16%	45%	42%

配合・混合飼料の原料使用量(令和5年度)



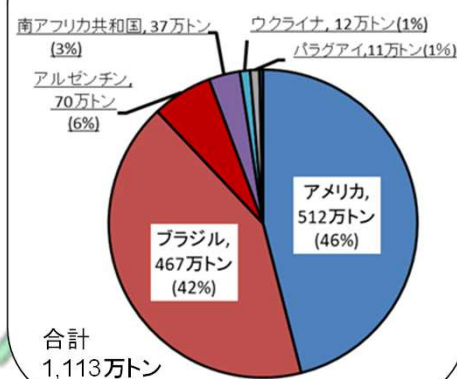
配合飼料: 家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料  
混合飼料: とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

米国(令和5年度)  
とうもろこし(46%)  
小麦(3%)

米国産とうもろこしの需給(百万トン)

	R4/5	R5/6	R6/7 (予測)
生産量	346.7	389.7	385.7
輸入量	1.0	0.8	0.6
国内需要量	305.9	320.8	321.7
飼料用	139.3	146.7	148.0
エタノール用	131.5	138.8	138.4
その他	35.1	35.3	35.3
輸出量	42.2	58.2	58.4
期末在庫量	34.5	46.0	52.2
期末在庫率(%)	9.9	12.1	13.7

直近の飼料用とうもろこしの輸入国及び輸入量(令和5年度)



ブラジル  
(令和5年度)  
とうもろこし  
(42%)

オーストラリア  
(令和5年度)  
大麦(98%)  
小麦(96%)

資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (Sep 12, 2024)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」  
注: 米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

# 配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和6年9月現在は3ドル/ブッシェル台後半まで下落。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和6年9月現在は300ドル/ショートトン台前半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和6年8月現在は50ドル/トン台で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和6年9月現在は144円/ドル程度で推移。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



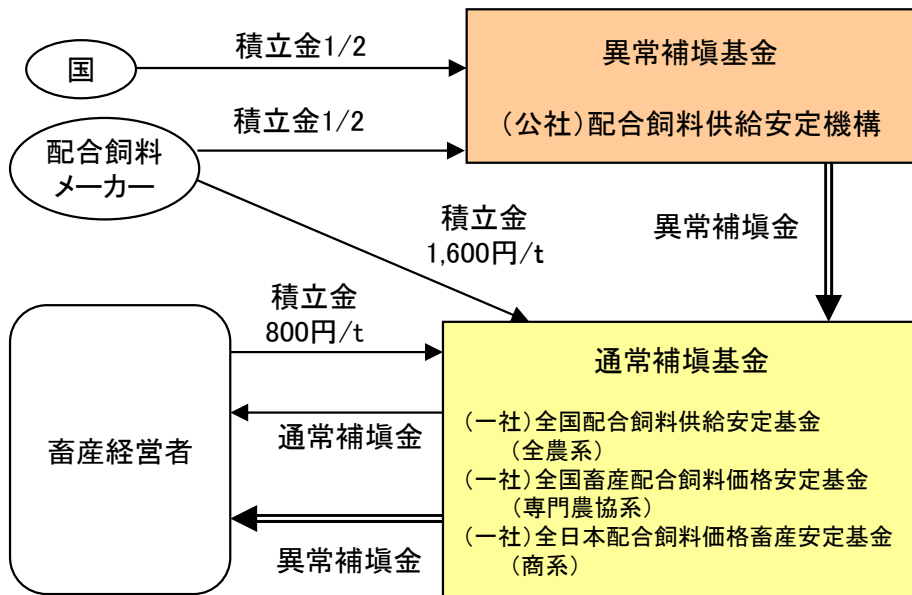
＜為替相場の推移＞



# 配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
  - 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
  - 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1~3月)まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)に緊急補填が発動。

## ○ 制度の基本的な仕組み



## ○ 発動条件等

<p><b>異常補填基金</b> 〔国とメーカーが1/2ずつ拠出〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ115%を超えた場合</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>基金残高</b> (令和5年度末時点) <b>約181億円*</b></p>
<p><b>通常補填基金</b> 〔生産者(800円/t)と飼料メーカー(1,600円/t)が拠出〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均を上回った場合</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>基金残高</b> (令和5年度末時点) <b>約82億円</b></p>

※ 緊急補填のための財源を含む。



# 乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間160万～200万トン程度で推移。令和5年度の輸入先については、米国が6割、豪州が3割弱、カナダが1割弱と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、58.3円/kg(令和6年7月現在)。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格(通関価格)は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。

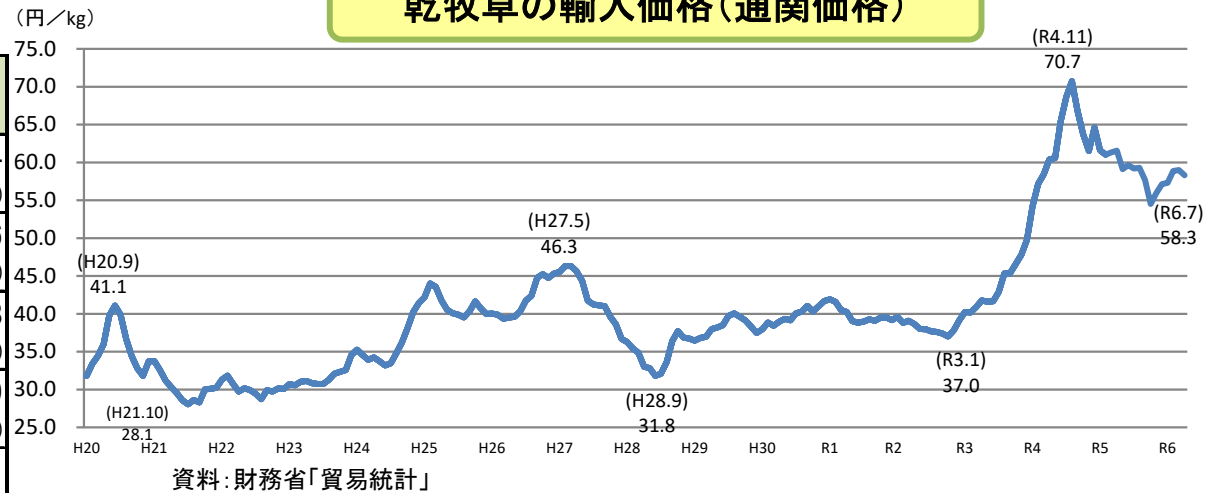
上段:輸入量(千トン)  
下段:輸入シェア(%)

## 乾牧草の国別輸入量の推移

年度	米国	豪州	カナダ	その他	合計(前年比)	
					うちロシア	(前年比)
H27	1,318 (71.9)	380 (20.7)	108 (5.9)	28 (1.5)		1,834 (100%)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	0.39 (0.0)	2,091 (103%)
R4 (確々報値)	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	0.02 (0.0)	1,925 (92%)
R5 (確報値)	994 (59.9)	447 (26.9)	156 (9.4)	62 (3.7)		1,659 (86%)
R6 (4~7月) (速報値)	396 (65.1)	133 (21.8)	57 (9.3)	23 (3.8)		609 (108%)

資料:財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

## 乾牧草の輸入価格(通関価格)



## 為替相場の推移



# 国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- ・ 酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠。
- ・ このため、耕畜連携の推進や、外部組織による飼料生産の効率化、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上等により、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進。
- ・ また、持続的な畜産物生産のためにも、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

## ○ 飼料増産の推進

- ①高栄養飼料作物の生産  
・青刈りとうもろこしの生産拡大



- ②草地等の生産性の向上の推進

- ・難防除雑草対策、草地改良による生産性向上



- ③放牧の推進

- ・耕作放棄地や草地の活用



連携・支援

生産・利用拡大

## ○ 耕畜連携の推進

- ・耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大



飼料の供給



【畜産農家】

転換



堆肥の供給

【耕種農家】

## ○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

- ・作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



連携・支援

## ○ 国産濃厚飼料の利用拡大

- ①子実用とうもろこし等の生産・利用拡大



- ②エコフィード※3等の利用拡大

- ・食品製造副産物、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



## 国産飼料基盤に立脚した畜産の確立

### 飼料自給率

	R5年度 (概算)	R12年度 (目標)
飼料全体	27%	34%
粗飼料	80%	100%
濃厚飼料	13%	15%

生産・利用拡大

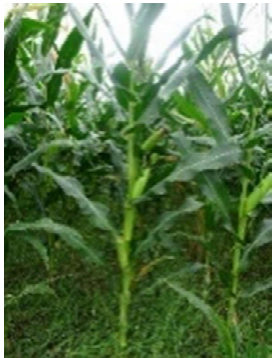
※1 コントラクター:飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター:粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設 ※3 エコフィード:食品製造副産物等を原料として製造された飼料

# (トピックス) 青刈りとうもろこしの生産・利用の状況

- 青刈りとうもろこしは、高栄養価の粗飼料であり、濃厚飼料の低減にも寄与。特に酪農経営において重要な飼料作物。
- 関東以西の暖地では二期作も可能。このほか、麦等の裏作として作付けされるケースもある。
- 令和5年産の作付面積は、約9.7万ha(うち田0.9万ha、畑8.8万ha)。近年わずかに増加傾向で推移。

## ○ 青刈りとうもろこしとは



- ✓ 飼料用とうもろこしを、完熟前(糊熟期)に収穫して、茎、葉、実の全てを利用。
- ✓ 主に乳用牛、肉用牛の一部に給与。
- ✓ バンカーサイロ(主に北海道)又はロール形態(主に本州)にてサイレージ化する。

### サイレージ化の方法

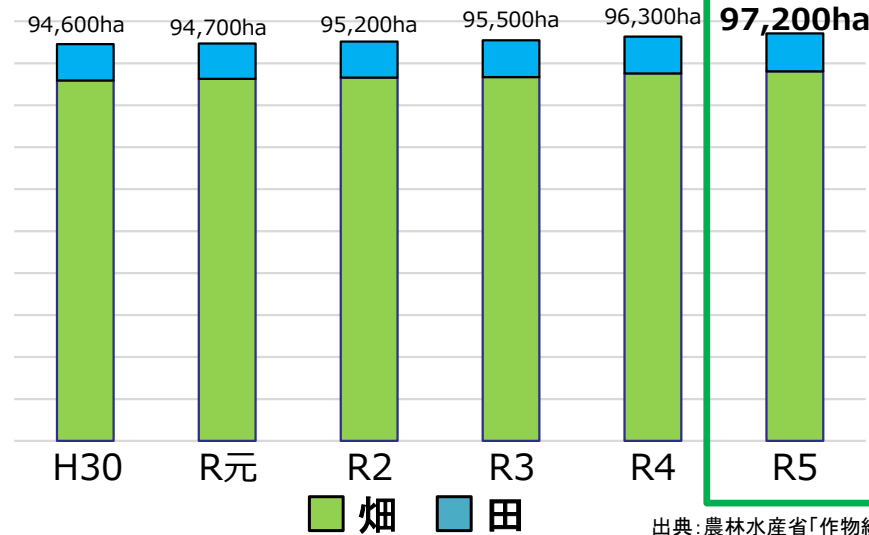
#### ・バンカーサイロ



#### ・ロール形態

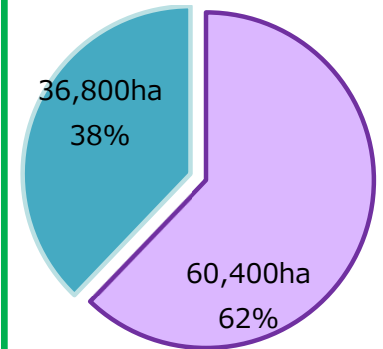


## ○ 青刈りとうもろこしの栽培面積の現状



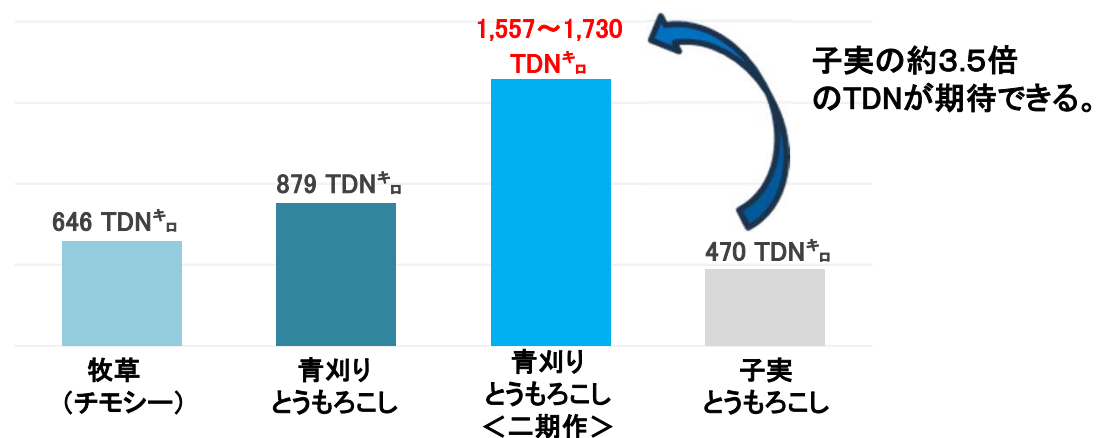
出典: 農林水産省「作物統計」

### 地域別面積



■ 北海道 ■ 都府県

## ○ 飼料作物の単収比較(10aあたりのTDN比較)



資料: 農林水産省「作物統計」、中央畜産会「日本標準飼料成分表」等から推計

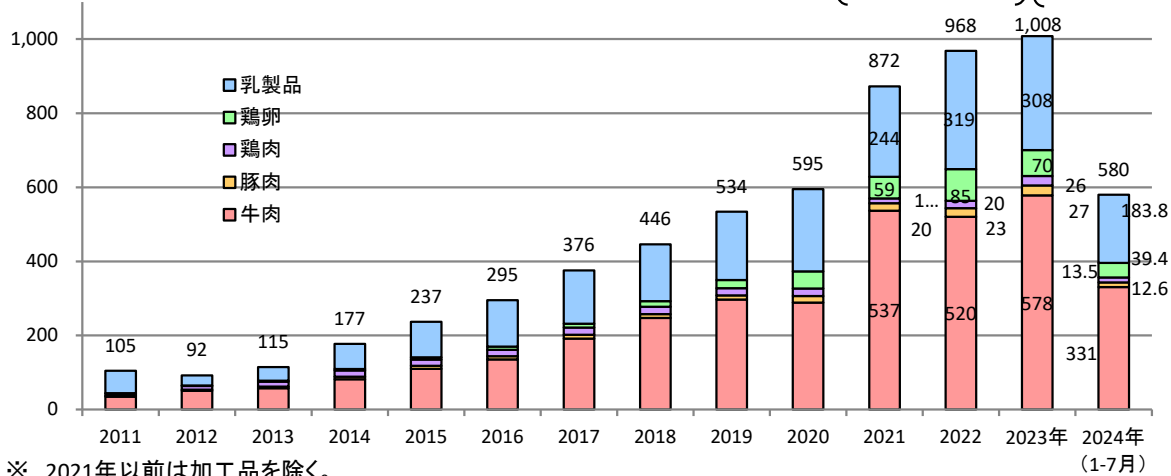
# 【輸出関係】

# 畜産物の輸出について

- 2023年の畜産物の輸出実績は1,008億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の578億円、全体の約50%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

## 日本産畜産物の輸出実績

(億円)



前年比  
(2023年)  
金額: 104%

前年同期比  
(2024年1~7月)  
金額: 103%

## 農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

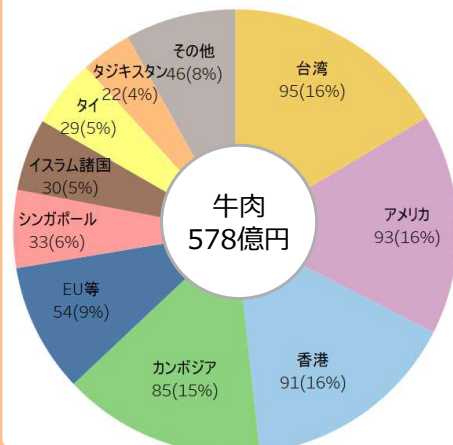
- 輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- 輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

## 2030年輸出目標額

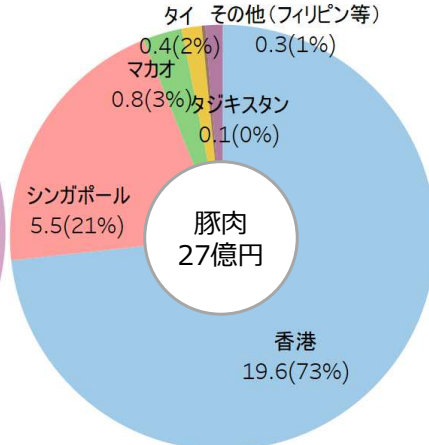
牛肉	: 3,600億円	鶏肉	: 100億円
豚肉	: 60億円	鶏卵	: 196億円
		牛乳・乳製品	: 720億円

## 品目毎の国・地域別輸出実績(2023年)

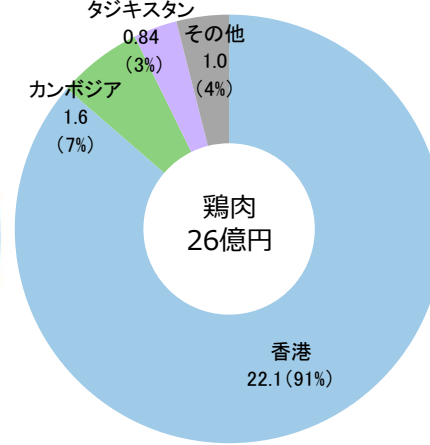
### <牛肉>



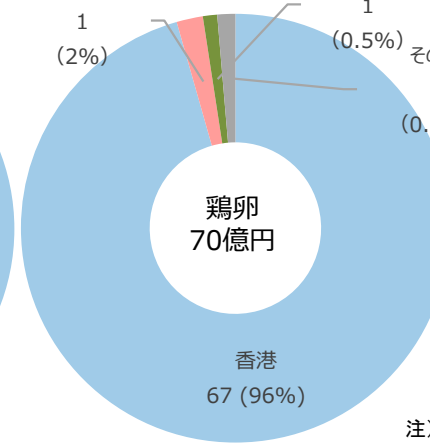
### <豚肉>



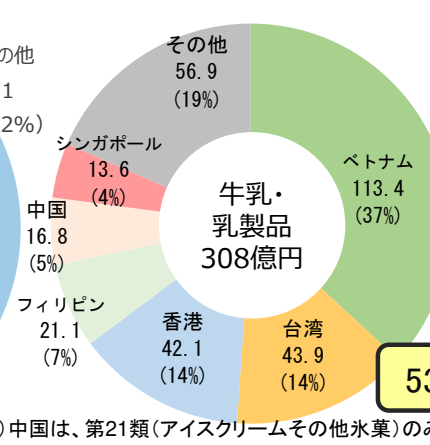
### <鶏肉>



### <鶏卵>



### <牛乳・乳製品>



注) 中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

**【その他】**

# 持続的な畜産物生産の在り方について①

## 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

### 検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。
- 畜産を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

### みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
  - 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現
- 【畜産分野の具体的取組（例）】
- ・ 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
  - ・ 牛のげっば等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

### 持続的な畜産物生産の在り方 (検討会中間とりまとめ)

- 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示
- 〔みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの〕

### 課題と取組

#### 持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- 畜産に起因する環境負荷  
地球温暖化、水質汚濁、悪臭 等
- 高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足  
高齢化、規模拡大 等
- 輸入飼料への過度な依存  
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、  
気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等

#### 課題解決に向けた取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開  
(家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域  
流通・資源循環の拡大
3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達への推進
4. 有機畜産の取組
5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

# 持続的な畜産物生産の在り方について②

## 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

### 戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

#### 1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

- (1) 家畜改良
  - 【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進
  - 【研究】高い耐病性を有する家畜への改良
- (2) 飼料給与
  - 【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進
  - 【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索
- (3) 飼養管理
  - 【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及
  - 【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発
- (4) 家畜衛生・防疫
  - 【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底
  - 【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

#### 2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

- 【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討
- 【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

#### 3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

- 【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大
- 【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

#### 4. 有機畜産の取組

- 【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進
- 【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

#### 5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

- 【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進
- 【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

#### 6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

# 持続的な畜産物生産の在り方について③

## 持続可能な畜産物生産の取組事例集

- ・ 持続可能な畜産物生産の取組を関係者に促していくためには、具体的な取組を示した上で生産現場の知見や経験を活かしつつ、その普及・定着を進めていくことが重要。
- ・ 全国各地、各畜種において、良質堆肥の生産、国産飼料の生産・利用、放牧、ICT機器の活用等の持続可能な畜産物生産の取り組みが行われている。

### 1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開(飼養管理)

#### ICT活用と農場HACCP取得を通じた効率的な乳肉複合経営

(鳥取県東伯郡琴浦町：有限会社 岸田牧場)

##### ◆取組概要

- ・ 平成27年に農場HACCPを取得(西日本で初。乳肉複合では全国初)。
- ・ 乳用牛の管理はクラウド管理システムを活用し飼料給餌は自動化。
- ・ ICT技術や農場HACCPによる作業工程の教科書化を通じて、業務の効率化を図り、職員の休日を確保(1ヶ月で8日)。
- ・ 耕種農家への堆肥供給による地域貢献や自社ブランド牛乳を通じた消費者に顔の見える酪農にも取り組む。



▲クラウド牛群管理システム

### 2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

#### JAが担う堆肥の高品質化・ペレット化・広域流通

(熊本県菊池市：JA菊池)

##### ◆取組概要

- ・ 堆肥の一次発酵は各畜産農家が行い、期間を要する二次発酵による完熟化はJAの堆肥センターで集約的に実施。
- ・ 堆肥はJA菊池が県内の耕種地帯の他のJAに販売。
- ・ 耕種側にストックヤード等を整備。ストックヤードからの運搬は耕種側で対応。
- ・ 堆肥センターにおいて、水分量が低く輸送コストが安価で、かつ専用の散布機械を必要としない「ペレット堆肥」の生産も実施(堆肥生産量の5%)。



▲ペレット堆肥

### 3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

#### 国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売

(山形県天童市：株式会社 なごみ農産)

##### ◆取組概要

- ・ 平成29年から、肥育牛全頭・全期間における国産原料100%の飼料給与体系を確立。
- ・ 粳米サイレージなど飼料用米由来の原料を中心に10種類以上混合したTMRを給与。
- ・ 近年、肥育前期において県産子実とうもろこしの給与試行を開始。県内耕種農家との連携を更に強化し給与量の増加を検討中。
- ・ 精肉販売部門を立ち上げ、自社ブランド牛肉の販売を強化。



▲フレコンラップ法による粳米サイレージ調製

### 4. 有機畜産の取組

#### 国産飼料に立脚したゆとりの有機牛乳生産

(北海道網走郡津別町：有限会社 石川ファーム)

##### ◆取組概要

- ・ 平成18年、日本初の有機牛乳JAS認証を取得し、製品販売を開始。
- ・ 有機飼料の自家栽培や、有機畑作農家が栽培した飼料用とうもろこしの利用などにより、北海道の平均58%に比べ78%と高い飼料自給率を達成。
- ・ GPSと自動操舵を組み合わせた真空播種機・機械除草や「キャリロボ」等の新技術、TMRセンターの活用や放牧により労働時間を削減。
- ・ 酪農教育ファームの認証を取得し、体験・食育活動を通じた消費者の理解醸成にも取り組む。



▲日本初のJAS認証を取得した有機牛乳

## 持続的な畜産物生産の在り方について④

### 我が国で畜産・酪農に取り組む意義

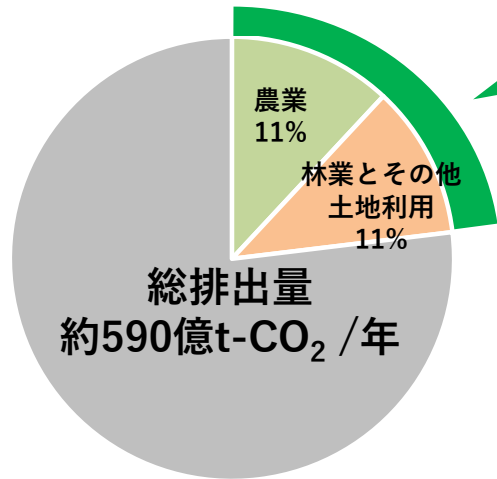
- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

# 畜産分野の脱炭素化への取組①

## 畜産分野の温室効果ガスの排出量

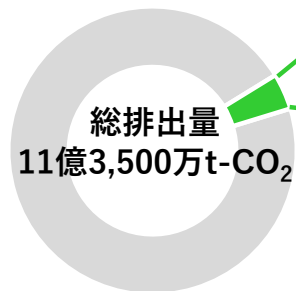
- 世界の温室効果ガス（GHG）排出量は、590億トン（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算）。このうち、農業・林業・その他土地利用（AFOLU）の排出は世界の排出全体の22%（2019年）。
- 我が国のGHG総排出量約11億3,500万t/年（CO<sub>2</sub>換算）のうち、農林水産分野由来は約4%。畜産由来に限れば約1%（農林水産業由来の約31%）。
- 畜産由来のGHGは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するCH<sub>4</sub>（メタン）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンとN<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）。

### ○世界の温室効果ガス排出量



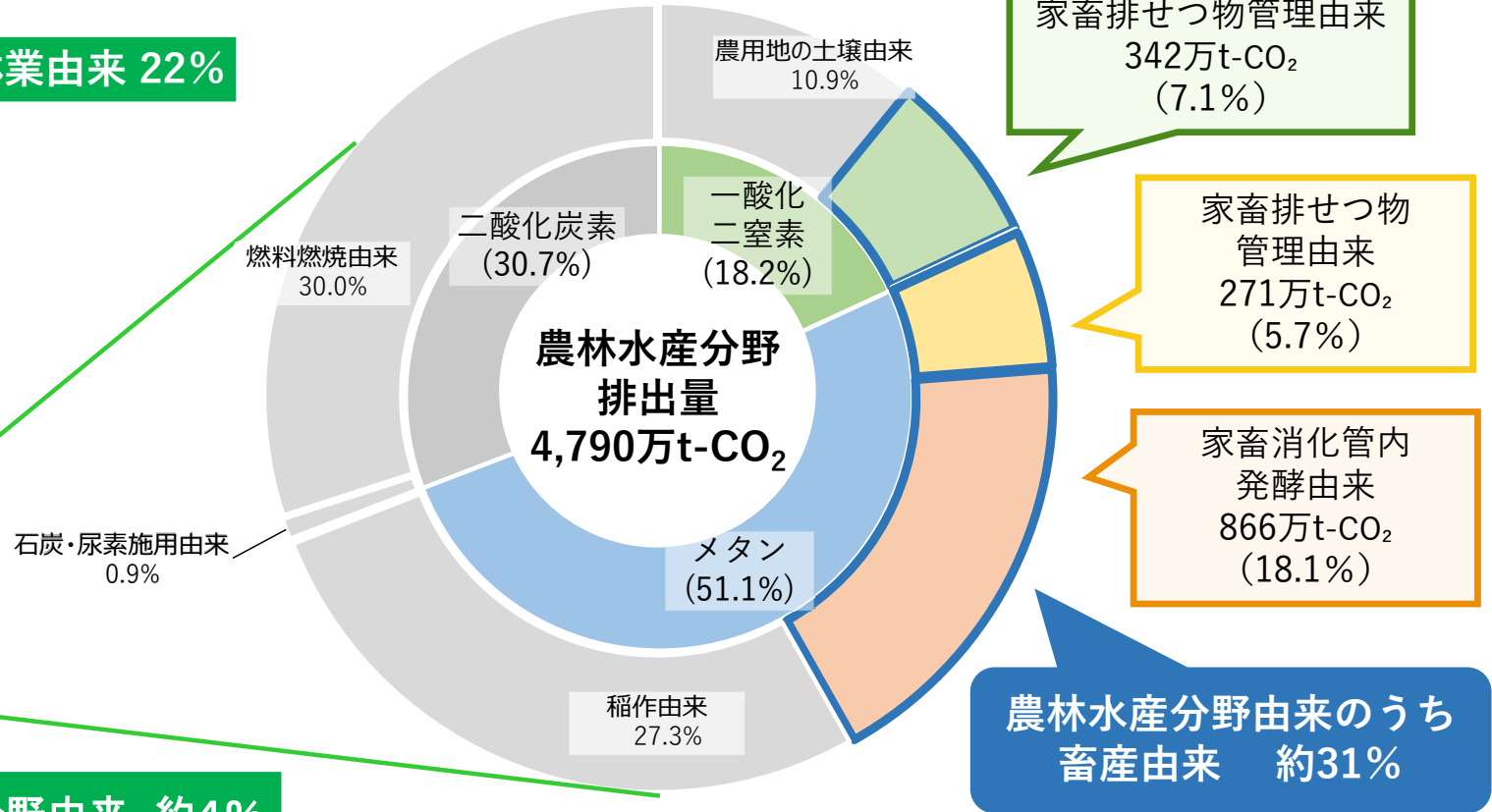
農林業由来 22%

### ○日本の温室効果ガス排出量



農林水産分野由来 約4%  
(うち畜産由来 約1%)

### ○農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



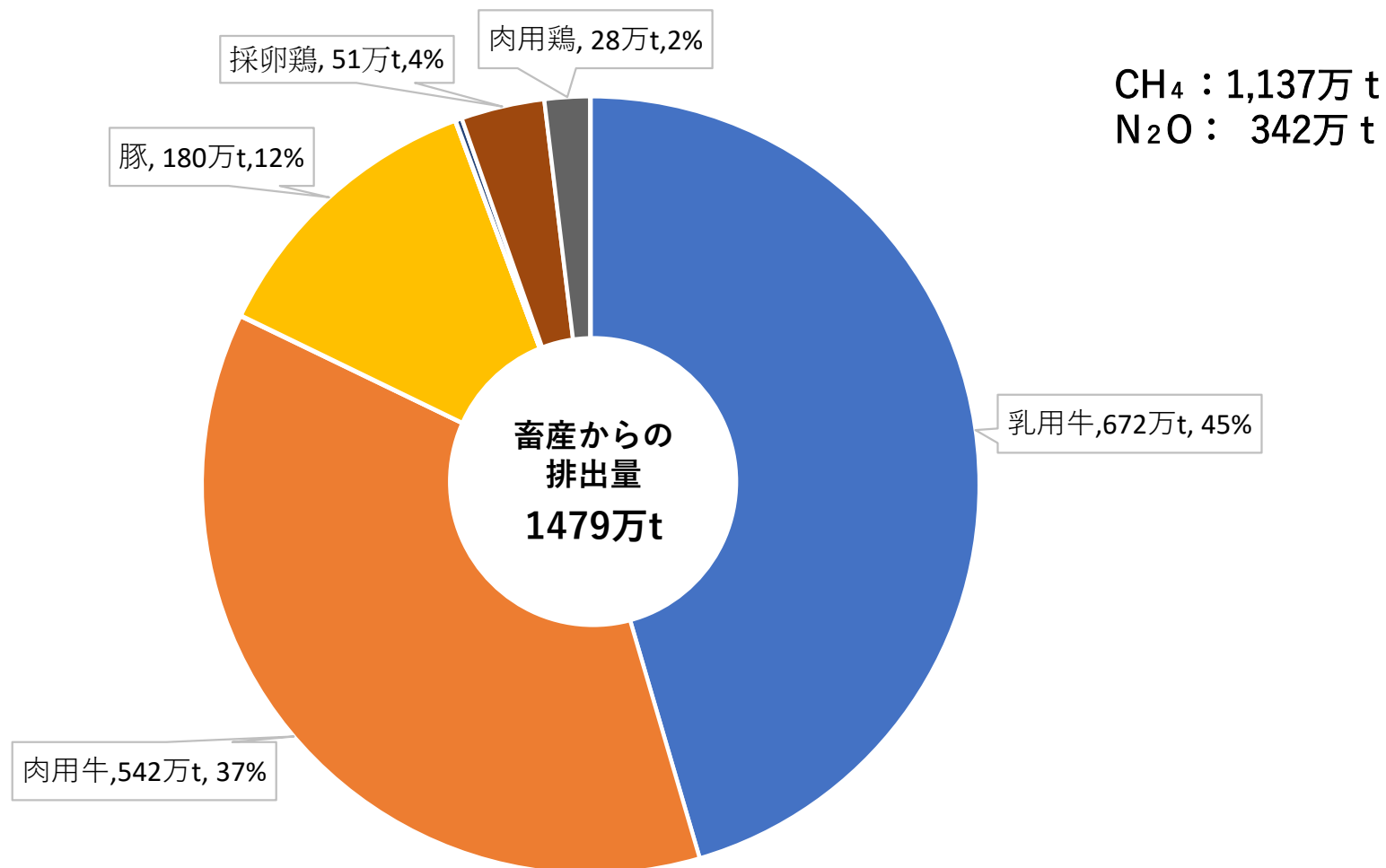
出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」、  
温室効果ガスインベントリオフィス（2022年度）  
\* 温室効果は、CO<sub>2</sub>に比べCH<sub>4</sub>で28倍、N<sub>2</sub>Oでは265倍。

## 畜産分野の脱炭素化への取組②

### 我が国の畜産業由来の温室効果ガス排出量の畜種別の割合(2022年度)

- 我が国の畜産から排出されるGHGは、乳用牛由来が約45%、肉用牛由来が約37%を占め、牛由来が併せて全体の約8割を占める。
- そのほか、豚由来が約12%、採卵鶏由来が約4%、ブロイラー由来が約2%。

### 畜産全体に占める各畜種の割合 (CO<sub>2</sub>換算-万t)



# 畜産分野の脱炭素化への取組③

## 畜産分野の地球温暖化対策

### 消化管内発酵対策(CH<sub>4</sub>を削減)

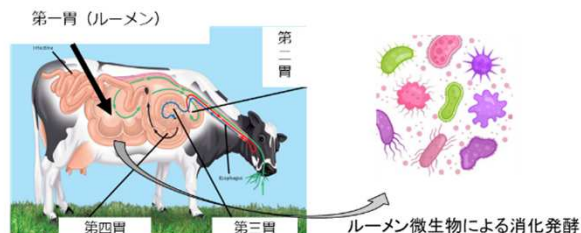
牛は第1胃(ルーメン)で微生物の働きで発酵させることにより、牧草を消化することが可能であるが、その際にCH<sub>4</sub>が発生。家畜の生体機構に関わるため、制御が難しい。

#### ■現状の技術(脂肪酸カルシウムの給与)

- 脂肪酸カルシウムの給与によって、CH<sub>4</sub>を5%程度削減。
- 「環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策」において、支援の対象となる取組の一つ。

#### ■新技術の開発(ルーメン微生物の制御)

- ルーメン内のCH<sub>4</sub>を産生する微生物の完全制御により、牧草の栄養分を効率的に活用。
- CH<sub>4</sub>発生量の減少と生産性の向上を両立できるシステムを開発。
- 2050年までにCH<sub>4</sub>の8割削減を目指す。



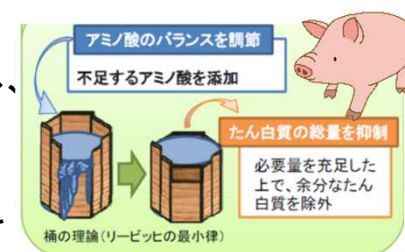
### 家畜排せつ物管理対策(CH<sub>4</sub>とN<sub>2</sub>Oを削減)

飼料の見直しや排せつ物の管理方法の変更等の現状の技術により対応。

#### ■アミノ酸バランス改善飼料

- 飼料中の余分なタンパク質を除去し、ふん尿中に排せつされる窒素を削減。

例: 豚の窒素排せつ量を3割、N<sub>2</sub>Oを4割削減。



#### ■家畜排せつ物の強制発酵

- 家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌・通気して好氣的発酵を促すことで温室効果ガスの発生を抑制。



#### ■炭素繊維を利用した汚水処理装置

- 炭素繊維に付着させた微生物の働きにより、処理水中の硝酸性窒素を効率よく除去するとともに、N<sub>2</sub>Oを最大8割削減。

